

**「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック
競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組」
参考資料集**

平成29年 6 月

**内閣官房
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局**

【目 次】

【大会の円滑な準備及び運営】

①セキュリティの万全と安全安心の確保15

- 1.セキュリティ対策検討・推進体制の整備（内閣官房、警察庁等）
- 2-a.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（法務省、警察庁等）
- 2-b.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（財務省、警察庁等）
- 2-c.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（内閣官房、外務省）
- 3-a.大会運営に係るセキュリティの確保（警察庁等）
- 3-b.大会運営に係るセキュリティの確保（海上保安庁）
- 4.警戒監視、被害拡大防止対策等（防衛省）
- 5.NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化（厚生労働省、総務省、警察庁、農林水産省）
- 6.サイバーセキュリティ確保のための取組の推進（内閣官房等）
- 7.首都直下地震対策の強化（内閣府等）
- 8.避難誘導対策の強化（内閣府等）
- 9.感染症対策の推進（厚生労働省）
- 10.食中毒予防策の推進（厚生労働省）

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策30

- 11.出入国審査の円滑化（法務省等）
- 12.CIQ体制の強化等（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省等）
- 13.首都圏空港の機能強化（国土交通省）
- 14.空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 15.道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 16.大会開催時の輸送（警察庁、国土交通省）
- 17.多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 18.無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 19.宿泊施設の供給確保に向けた対策（観光庁、厚生労働省、内閣府）
- 20.医療機関における外国人患者受入れ環境整備（厚生労働省、観光庁）
- 21.外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）
- 22.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省等）
- 23.外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備（経済産業省）

③暑さ対策・環境問題への配慮43

- 24.環境配慮の推進（環境省等）
- 25-a.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省、国土交通省、環境省等）
- 25-b.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省）
- 26-a.アスリート・観客の暑さ対策の推進（内閣官房等）
- 26-b.アスリート・観客の暑さ対策の推進（国土交通省等）

※以下は前掲

- 21.外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）

※以下は後掲

- 55.都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進（環境省）

④メダル獲得へ向けた競技力の強化48

- 27.競技力の向上（文部科学省）
- 28.強化・研究拠点の在り方（文部科学省等）
- 29.自衛官アスリートの育成及び競技力向上（防衛省）
- 30.射撃競技における競技技術の向上（警察庁等）

⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備52

- 31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備（文部科学省等）

⑥新国立競技場の整備53

- 32.新国立競技場の整備等（内閣官房、文部科学省等）

⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成54

- 33.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）
- 34.国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及（文部科学省）
- 35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）
- 36.Specialプロジェクト2020の実施（文部科学省等）

⑧その他58

- 37.記念貨幣の発行検討（財務省）
- 38.大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等（総務省、文部科学省）
- 39.記念自動車ナンバープレートの発行（国土交通省）
- 40.知的財産保護の在り方検討（経済産業省等）
- 41.式典等大会運営への協力検討（防衛省）
- 42.建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（国土交通省等）
- 43.大会に向けた各種建設工事における安全確保（厚生労働省）
- 44.大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現（総務省）

【大会を通じた新しい日本の創造】

（１）大会を通じた日本の再生

①被災地の復興・地域活性化66

- 45.被災地と連携した取組の検討（内閣官房、復興庁等）
- 46.ホストタウンの推進（内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等）
- 47.対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信（経済産業省、文部科学省等）
- 48.東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大（内閣官房、経済産業省等）

②日本の技術力の発信70

- 49.社会全体のICT化の推進（総務省等）
- 50.大会における最新の科学技術活用具体化（内閣府等）
- 51.自動走行技術を活用した次世代都市交通システム（内閣府等）
- 52.先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現（文部科学省等）
- 53.高精度衛星測位技術を活用した新サービス（内閣府、経済産業省等）
- 54.義肢装具等の先端技術の発信（厚生労働省等）
- 55.都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進（環境省）

※以下は前掲

- 25-a.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省、国土交通省、環境省等）
- 25-b.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省）

③外国人旅行者の訪日促進78

- 56.「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興（内閣官房、観光庁等）
- 57.水辺環境の改善（国土交通省）

※以下は前掲

- 14.空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 15.道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 17.多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 18.無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 19.宿泊施設の供給確保に向けた対策（観光庁、厚生労働省、内閣府）
- 20.医療機関における外国人患者受入れ環境整備（厚生労働省、観光庁）
- 21.外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）
- 22.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省）
- 23.外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備（経済産業省）
- 35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）
- 49.社会全体のICT化の推進（総務省等）

※以下は後掲

- 58.文化を通じた機運醸成（内閣官房、文部科学省等）
- 59.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 60-a.クールジャパンの効果的なPRの実施（経済産業省等）
- 60-b.クールジャパンの効果的なPRの実施（内閣府）
- 61-a.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）
- 61-b.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）

(2) 日本文化の魅力の発信80

- 58.文化を通じた機運醸成（内閣官房、文部科学省等）
- 59.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 60-a.クールジャパンの効果的なPRの実施（経済産業省等）
- 60-b.クールジャパンの効果的なPRの実施（内閣府）
- 61-a.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）
- 61-b.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）

※以下は前掲

- 35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）

(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現88

- 62.スポーツ基本計画の策定（文部科学省）
- 63-a.スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実（文部科学省）
- 63-b.スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現（文部科学省）
- 63-c.障害者スポーツの普及促進（文部科学省）

※以下は前掲

- 27.競技力の向上（文部科学省等）
- 28.強化・研究拠点の在り方（文部科学省）
- 31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備（文部科学省等）
- 32.新国立競技場の整備等（内閣官房、文部科学省等）
- 33.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）
- 34.国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及（文部科学省）

(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止92

- 64.受動喫煙防止対策の推進（厚生労働省、内閣官房等）

※以下は前掲

- 63-a.スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実（文部科学省）
- 63-b.スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現（文部科学省）

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー93

- 65.大会に向けたアクセシビリティの実現（内閣官房等）
- 66.大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進
（内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等）
- 67.バリアフリー対策の強化（国土交通省等）
- 68.ICT化を活用した行動支援の普及・活用（国土交通省、総務省）
- 69.大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進（内閣府等）

※以下は前掲

- 32.新国立競技場の整備等（内閣官房、文部科学省等）
- 36.Specialプロジェクト2020の実施（文部科学省等）

注：内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（略称：内閣オリパラ室）は、平成27年6月25日に廃止され、
内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局（略称：内閣官房オリパラ事務局）に改編されている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の概要

第32回オリンピック競技大会

2020年（平成32年）
7月24日（金）～8月9日（日）＜予定＞

33競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、卓球、馬術、フェンシング、柔道、バドミントン、射撃、近代五種、カヌー、アーチェリー、テコンドー、トライアスロン、ゴルフ、ラグビー

※以下は、第129回IOC総会において承認された追加5競技
野球・ソフトボール、空手、スケートボード、
スポーツクライミング、サーフィン

第16回パラリンピック競技大会

2020年（平成32年）
8月25日（火）～9月6日（日）＜予定＞

22競技

アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、カヌー、自転車、馬術、5人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、シッティングバレーボール、水泳、卓球、テコンドー、トライアスロン、車椅子バスケットボール、車いすフェンシング、ウィルチェアーラグビー、車いすテニス

○第31回オリンピック競技大会（リオデジャネイロ）

- ・2016年（平成28年）
8月5日（金）～8月21日（日）
- ・205か国・地域と難民選手団
- ・28競技、306種目 参加選手数 約11,000人

○第18回オリンピック競技大会（東京）

- ・1964年（昭和39年）
10月10日（土）～10月24日（土）
- ・93か国・地域
- ・20競技、163種目 参加選手数 約5,100人

○第15回パラリンピック競技大会（リオデジャネイロ）

- ・2016年（平成28年）
9月7日（水）～9月18日（日）
- ・159か国・地域と難民選手団
- ・20競技・528種目 参加選手数 約4,300人

○第2回パラリンピック競技大会【愛称】（東京）

- ・1964年（昭和39年）
11月8日（日）～11月12日（木）
- ・21か国・地域
- ・9競技・144種目 参加選手数 約370人

開催決定後の主な動き①

※下線は政府の動き

【平成25年】

- 9月 7日 IOC総会で東京が開催都市に決定
- 9月13日 下村文部科学大臣(当時)を東京オリンピック・パラリンピック担当大臣に発令
- 10月 4日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室の設置
- 10月11日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第1回)
- 11月14～15日 IOCオリエンテーションセミナー

【平成26年】

- 1月19～20日 IPCオリエンテーションセミナー
- 1月24日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会設立(理事会・評議員会・調整会議の実施)
- 1月31日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第1回)
(同幹事会を、3月27日(第1回)、7月30日(第2回)に開催)
- 4月2～4日 第1回IOCプロジェクトレビュー
- 4月22日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第1回)
- 6月 2日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局:組織委員会)(第1回)
- 6月25～27日 第1回IOC調整委員会
- 7月18日 ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議(第1回)
- 9月30日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第2回)
- 10月 3日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第2回)
- 11月18～19日 第2回IOCプロジェクトレビュー
- 12月15～16日 第1回IPCプロジェクトレビュー

開催決定後の主な動き②

【平成27年】

※下線は政府の動き

- 1月15日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局:組織委員会)(第2回)
- 1月27日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第3回)
- 1月30日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第3回)
- 2月 4～5日 第3回IOCプロジェクトレビュー
- 2月27日 大会開催基本計画策定(組織委員会)
- 4月17日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第2回)
(同幹事会を、4月24日(第3回)、8月6日(第4回)に開催)
- 5月27日 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 成立
- 6月 3日 IPCエグゼクティブレビュー
- 6月25日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 設置
遠藤利明東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 就任
- 6月30日～7月2日 第2回IOC調整委員会
- 7月21日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第1回)
(同閣僚会議を、8月10日(第2回)、8月14日(第3回)に開催)
- 7月24日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第1回)
- 7月31日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第4回)
- 8月28日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第4回) ※新国立競技場整備計画発表
- 9月30日 ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議(第2回)
- 9月30日 IOCへ種目追加の提案(組織委員会)
- 10月 1日 スポーツ庁設置
- 10月13日～14日 第4回IOCプロジェクトレビュー
- 11月27日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第2回)
※同日の閣議にて「オリパラ基本方針」を閣議決定
- 12月22日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第5回)
※「新国立競技場整備事業 優先交渉権者の選定結果」公表

開催決定後の主な動き③

※下線は政府の動き

【平成28年】

- 1月18日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局:組織委員会)(第3回)
- 1月21日～22日 第5回IOCプロジェクトレビュー/第2回IPCプロジェクトレビュー
- 1月25日 アクション&レガシープラン 中間報告発表
- 1月25日 受動喫煙防止対策強化検討チーム(第1回)
- 1月26日 ホストタウン関係府省庁連絡会議(第3回) ※ホストタウン第一次登録44件公表
- 1月29日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第5回)
- 2月19日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第3回)※持回り開催
※ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議を設置
- 2月22日 ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議(第1回)
(同連絡会議を、6月7日(第2回)に開催)
- 3月 8日 新国立競技場の聖火台に関する検討ワーキング・チーム設置
(同ワーキングチームを、3月11日(第1回)、3月25日(第2回)、4月8日(第3回)に開催)
- 4月15日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第3回)
(同幹事会を、4月21日(第5回)、7月21日(第6回)に開催)
- 4月25日 大会エンブレム発表
- 4月28日 新国立競技場の聖火台に関する検討ワーキング・チーム(第4回)
※「新国立競技場の聖火台の設置場所について」を取りまとめ
- 5月25日～26日 IOCエグゼグティブミーティング
- 5月31日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第4回)※持回り開催
※2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る
関係省庁等連絡会議を設置
- 6月 3日 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議(第1回)
(同連絡会議を、12月12日(第2回)に開催)

開催決定後の主な動き④

※下線は政府の動き

【平成28年】

- 6月14日 ホストタウン第二次登録47件公表(登録数91件)
- 7月25日 アクション&レガシープラン2016策定(組織委員会)
- 8月2日 ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議(第3回)
※「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」を策定
- 8月3日 丸川東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 就任
- 8月3日 第129回IOC総会において、組織委員会が提案していた追加種目(5競技18種目)が決定
- 8月5日～21日 第31回オリンピック競技大会(リオデジャネイロ)
- 9月7日～18日 第15回パラリンピック競技大会(リオデジャネイロ)
- 9月30日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第6回)
- 10月7日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第5回)
- 10月7日 リオオリパラ日本代表選手団合同パレード
- 10月14日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第6回)
- 11月28日～30日 リオ大会IOC・IPCデブリーフィング
- 11月29日 四者協議(第1回)
- 12月1日～2日 第3回IOC調整委員会
- 12月8日 追加種目5競技の会場決定
- 12月9日 ホストタウン第三次登録47件公表(登録数138件)
- 12月11日 新国立競技場整備事業 起工式
- 12月20日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第7回)※持回り開催
※2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係省庁等連絡会議を設置
- 12月21日 四者協議(第2回)
※大会開催経費 Ver. 1 予算を公表(組織委員会)

開催決定後の主な動き⑤

※下線は政府の動き

【平成29年】

- 1月27日 beyond2020プログラム ロゴ発表
※1月31日から認証開始
- 2月20日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第6回)※持回り開催
※ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を設置
- 2月20日 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議(第1回)
※「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定
- 3月 1日～2日 第6回IOCプロジェクトレビュー
- 3月17日 福島あづま球場が野球・ソフトボールの会場に決定
- 3月21日 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver. 1)」を決定
- 3月24日 持続可能性に配慮した調達コード（食材調達基準を含む）を策定（組織委員会）
- 3月31日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第7回)

注1：「内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」（略称：内閣オリパラ室）は、平成27年6月25日に廃止され、「内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局」（略称：内閣官房オリパラ事務局）に改編されている。

注2：「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係省庁連絡会議」は、11月27日付で「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議」に名称変更されている。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会体制

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

(競技大会の計画・準備・開催等を担当)

評議員会

理事会

【名誉会長】

御手洗 富士夫：一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長/
キヤノン株式会社代表取締役会長CEO

【会 長】

森 喜朗：元内閣総理大臣/公益財団法人日本体育協会名誉会長

【副会長】

遠藤 利明：衆議院議員/2020年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟幹事長

津賀 一宏：パナソニック株式会社代表取締役社長

河野 一郎：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構理事長

竹田 恆和：国際オリンピック委員会委員/公益財団法人日本オリンピック委員会会長

山脇 康：国際パラリンピック委員会理事/公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
日本パラリンピック委員会委員長

山本 隆：東京都副知事

【専務理事】

武藤 敏郎：株式会社大和総研理事長

顧問会議

政府をはじめ
各界代表者

(2017年4月1日現在)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の体制図

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

本部長：安倍内閣総理大臣

丸川東京オリンピック・パラリンピック担当大臣

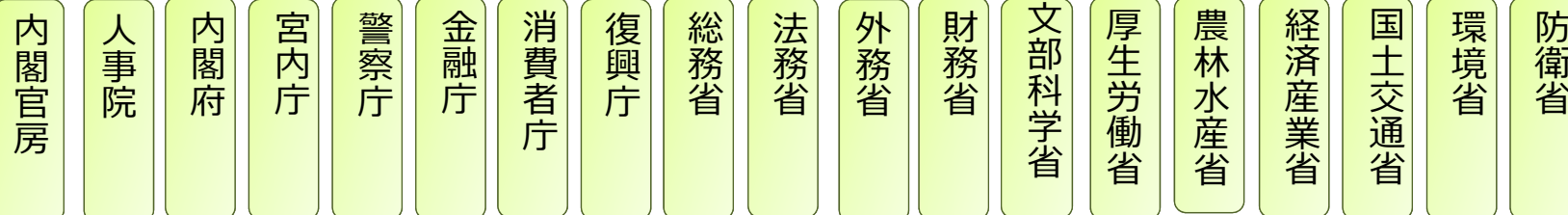
大会の円滑な準備及び運営に関する施策を
総合的かつ集中的に推進するため行政各部
の所管する事務の調整を担当

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

事務局長 - 平田竹男 内閣官房参与
関係省庁等の職員で構成

(内閣官房オリパラ事務局)

各省庁が責任を持って開催準備及び関連する取組を担う



支援 ↓ 連携

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

東京都

JOC、JPC、地方公共団体 等

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

1. セキュリティ対策検討・推進体制の整備

【概要】

○ 閣僚会議においてセキュリティ対策の進捗管理を行うことをIOCに対して明確化するとともに、関係府省庁によるセキュリティ幹事会、テロ対策WT（平成28年12月にテロ等警備対策WTに改組）及びサイバーセキュリティWTを平成26年10月に設置。今後の課題や緊密な連携についての確認とあわせ、計画・運営段階において関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を登録。また、セキュリティ幹事会において、平成29年7月を目途に、情報集約、リスク分析等を行うセキュリティ情報センターを警察庁に設置することを決定するとともに、平成29年3月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）」を策定。

【体制】

オリパラ推進本部（本部長：安倍総理）

←IOCが設置を求める
TOGC（Tokyo Olympic Games Council）に相当

*平成26年10月のセキュリティ幹事会
設置当時は「オリパラ閣僚会議」

オリパラ関係府省庁連絡会議（議長：杉田副長官）

セキュリティ幹事会

- 座長** - 内閣危機管理監
- 座長代理** - 内閣官房オリパラ事務局長、内閣官房副長官補（内政）、内閣官房副長官補（事態・NISCセンター長）、警察庁次長（シニア・セキュリティ・コマンダー）
- 構成員** - 内閣官房（内政・オリパラ事務局・事態・内調・NISC）、内閣府（防災）、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、スポーツ庁、厚労省、農水省、経産省、国交省、海上保安庁、原子力規制庁、防衛省の局長級
- オブザーバー** - 東京都、組織委、警視庁、東京消防庁の幹部
- 事務局** - 警察庁、総務省、外務省、経産省、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房において処理

テロ等警備対策WT

- 座長** - 内閣審議官（事態、オリパラ事務局）
- 座長代理** - 内閣審議官（内政）、内閣府審議官（防災）
警察庁審議官
- 構成員** - 関係省庁の課長級
- オブザーバー** - 関係機関の幹部
- 事務局** - 関係行政機関の協力を得て内閣官房において処理

サイバーセキュリティWT

- 座長** - 内閣審議官（NISC副センター長）
- 座長代理** - 内閣審議官（オリパラ事務局）、警察庁審議官
- 構成員** - 関係省庁の課長級
- オブザーバー** - 関係機関の幹部
- 事務局** - 警察庁、総務省、外務省、経産省、防衛省の協力を得て内閣官房において処理

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
サイバーセキュリティ体制に関する検討会

セキュリティ情報センター

- ・平成29年7月を目途に警察庁に設置予定
- ・大会の安全に関する情報を集約
- ・関係機関等と協力し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析、評価を行い、国の関係機関等に対し必要な情報を随時提供

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

2-a. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

【概要】

- 平成27年1月から、航空会社に対し、乗客予約記録（PNR）の報告を求めることができる制度を開始し、平成28年1月からは、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由でのPNRの電子的取得の開始により、より効果的・効率的な外国人の入国審査を実施。
- 不審・危険動向等の未然防止に向け、情報収集・分析機能の強化と国内外の関係機関との連携強化等を推進。

<入国管理局>

【乗客予約記録（PNR）の報告】

「入国審査官は、航空機の到着前に航空会社等に乗客予約記録の報告を求めることができる。」（入管法第57条第8項）

（報告を求める項目）

- ・ 予約者に関する事項：身分事項、旅券番号等
- ・ 予約内容に関する事項：予約番号、旅行の日程、旅行代理店名等
- ・ 携帯品等に関する事項：手荷物の個数等
- ・ 搭乗手続に関する事項：搭乗手続番号、時刻

（乗客予約記録の活用例）

事前旅客情報（API）によって把握した要注意人物の乗客予約記録（PNR）の報告を求めることでPNRの各種情報から当該要注意人物の同行者を割り出し、同行者を含め厳格な審査を実施。

【参考：その他の水際対策の取組】

- 事前旅客情報（API）を活用し航空機が到着する前に、乗客名簿と要注意人物リストを照合
- 外国人に個人識別情報（指紋・顔写真）の提供を義務付け要注意人物リストと確実に照合。また、平成28年10月から、テロリスト等の顔画像照合を開始。
- テロリスト等の入国防止に必要な出入国管理に資する情報の収集・分析機能の強化

<公安調査庁>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた 主な取組

- 1 情報収集・分析能力の強化
 - 対外情報収集機能の強化
 - 過激派等の大会開催上脅威となる国内外の団体等洗い出しのための情報網の構築
 - サイバーテロ動向関連情報収集の強化
 - 国内テロ調査の強化
- 2 国内外の関係機関との連携強化
- 3 海外進出企業等への危険情報発信力の強化
- 4 調査活動を支える人的・物的基盤整備

【大会の円滑な準備及び運営】 ① セキュリティの万全と安全安心の確保

2-b. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

セキュリティ確保

外国から持ち込まれる脅威への対応

- ベルギーの爆破テロ事件やバングラデシュにおける邦人殺害テロ事件など最近の厳しいテロ情勢を受け、国内におけるテロの未然防止のため、テロ関連物資の国内流入を水際で阻止する必要。

【概要】

- 税関における、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた水際対策として、「セキュリティ確保」と「円滑な入国・通関」の両立が重要。
- その両立を実現するためには、以下の3点がポイント。
 - ① リスク分析に必要な事前情報の取得・活用
 - ② 国内外の関係機関との連携強化
 - ③ CIQの人的・物的体制の充実・強化

円滑な入国・通関

入国旅客・輸入貨物の増加への対応

- 入国者数は2015年で約3,600万人。特に、訪日外国人はここ3年で急増（836万人→1,974万人）し、今後更なる増加の見込み。
- 輸入貨物も増加。（申告件数は10年で1.4倍）
- 大多数のリスクの低い入国者・貨物につき、円滑な入国・通関を確保する必要。

① リスク分析に必要な事前情報の取得・活用

- 航空機旅客に係る事前情報の取得・活用
 - ・ 事前旅客情報（API）の報告を義務化（NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による電子的報告も可）（平成19年2月施行）
 - ・ 乗客予約記録（PNR）の報告を求めることを可能にする規定を整備（平成23年10月施行）
 - ・ PNRもNACCSによる電子的報告を可能とする規定を整備（平成27年4月施行）
 - ・ 全旅客のPNRのNACCSによる電子的報告を求め、ほぼ全ての航空会社から取得、電子的 P N R の分析・活用等を情報センターにて一元的に行い、効果的・効率的取締りを実施（平成27年7月～）
- 海上コンテナ・貨物に係る積荷情報の出港前報告を義務化（平成26年3月施行）
- 航空貨物・国際郵便物に係る事前情報の電子的取得・活用を検討

② 国内外の関係機関との連携強化

- 警察・海上保安庁・入国管理局等の国内関係機関との連携による合同訓練・合同取締り・情報交換の実施
- 税関相互支援協定の締結等により、外国税関当局等との情報交換を実施（平成29年2月現在：31ヶ国・地域）

③ CIQの人的・物的体制の充実・強化

※「3.輸送 ①CIQ（税関・入管・検疫）」を参照

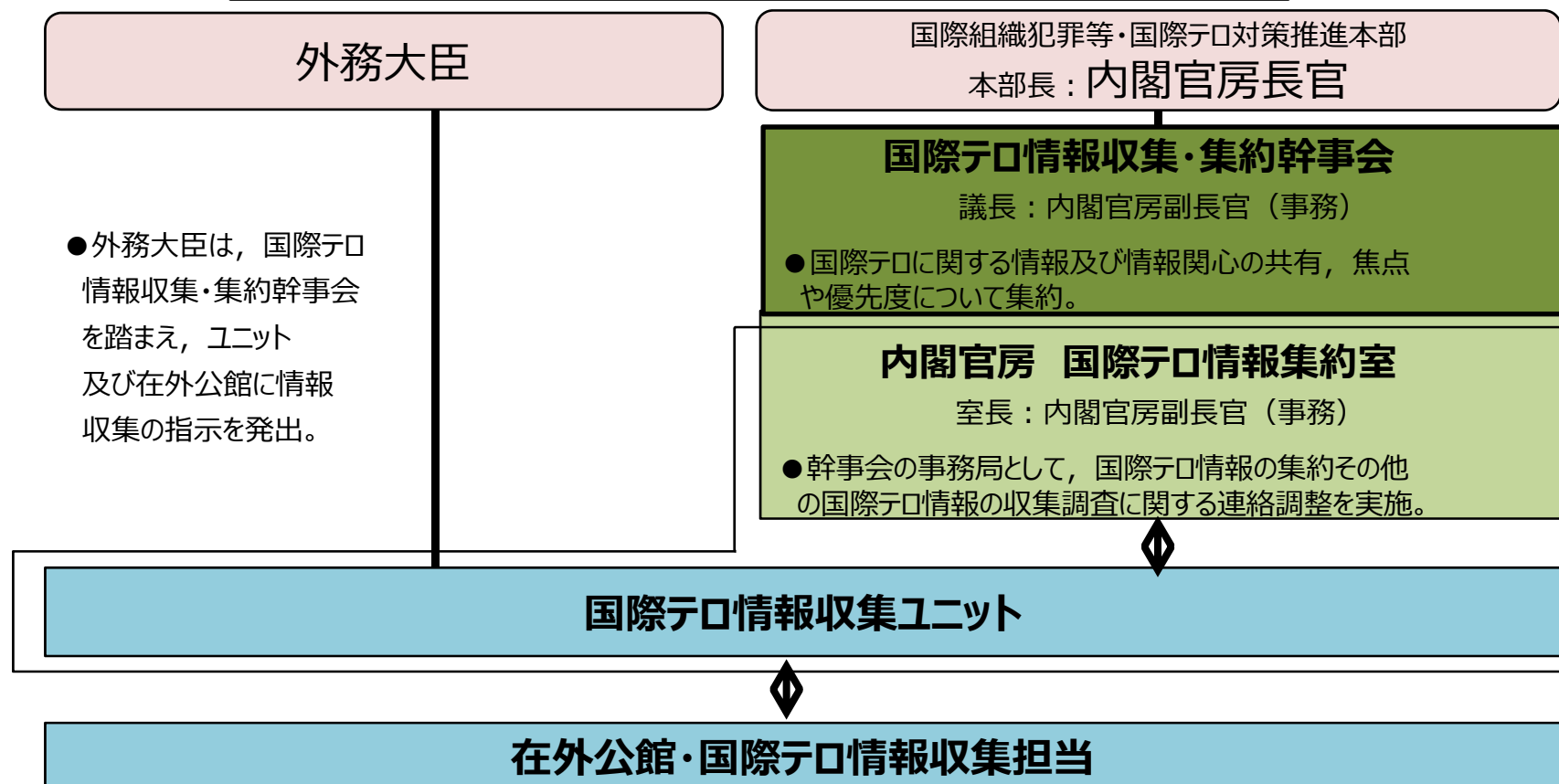
【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

2-c. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

【概要】

- 邦人関連事案に関する国際テロ情報の収集等を抜本的に強化するため、平成27年12月8日、①国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、②内閣官房に「国際テロ情報集約室」、③外務省（総合外交政策局）に「国際テロ情報収集ユニット」を設置。
- 平成28年9月2日、「国際テロ情報収集ユニット」の関係要員の約倍増を決定。

国際テロ情報収集・集約体制の概要



- 国際テロ情報収集ユニットに配置される4名の幹部級職員等が東南アジア、南アジア、中東、北・西アフリカの4地域を分担。
- 国際テロ情報収集ユニット員は、すべて国際テロ情報集約室員としての身分も保有。
- 4地域の拠点となる在外公館にも国際テロ情勢、現地事情や語学に精通する適任者を省庁横断的に増員配置。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

3-a. 大会運営に係るセキュリティの確保

【概要】

- 大会の安全・円滑な準備及び運営を確保し、テロ等を未然防止するため、サイバー攻撃への対処を含めたセキュリティ対策を強力に推進する。

主な課題と取組

情報収集・分析の強化

国の安全に対する脅威を的確に評価し、事案対処に万全を期すため、関連する情報の収集・分析の強化や違法行為の取締りを徹底。



警戒警備の強化

競技会場等の大会関連施設に加え、首相官邸、空港、原子力関連施設等の重要施設のほか、鉄道等の公共交通機関、大規模集客施設等のソフトターゲットに対する警戒警備を徹底。



対処能力の向上

テロや災害発生時の対処に当たる各種部隊の実践的訓練等のほか、サイバー攻撃の発生を想定した大会主催者等との共同対処訓練の実施など、対処能力の向上を図る。



大会主催者等との連携

セキュリティ対策を講じる大会主催者、関係機関との連携を強化するとともに、地域住民や民間事業者等の協力を得て行う官民一体のテロ対策を徹底。



大会警備実施に向けた取組

- ・ 競技施設等の設計段階からセキュリティの視点を反映
- ・ 警察庁及び関係警察における警備計画等の策定に向け、競技会場等の実査や管理者との協議を実施

「警察庁国際テロ対策強化要綱」の推進

平成27年6月に取りまとめた「警察庁国際テロ対策強化要綱」に基づき、各種テロ対策を強力に推進



セキュリティ情報センター設置に向けた検討

平成29年7月を目途に、情報集約、リスク分析等を行うセキュリティ情報センターを警察庁に設置予定

大会開催都市からの知見の共有

- ・ 警察庁と英国内務省間でのセキュリティ協力を強化
- ・ リオ大会警備状況の実査



【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

3-b. 大会運営に係るセキュリティの確保

【概要】

○ オリンピック・パラリンピックにおけるセキュリティの万全と安全安心の確保のため、海上警備体制の強化、海上交通の安全対策の強化、災害対応体制の強化、情報収集・分析の強化といった取り組みを推進。

大会を取り巻く環境と取り組むべき課題

● 緊迫化する警備情勢

- ・ソフトターゲットを標的としたテロの発生
- ・ドローン等の新たな機器の出現

⇒ 新たなテロ脅威への対応が必要

● 海上及び臨海部で行われる大会

- ・海上で行われる競技が複数存在
- ・大会会場や選手村等が臨海部に多数存在

⇒ 海からのテロ攻撃（NBC含む）への対応が必要

● 首都（東京湾内外）で行われる大会

- ・港湾、重要施設が多数存在、多岐に渡る海域利用

⇒ 船舶交通の整流が必要

⇒ 大規模自然災害等への対応が必要

主な取組

1. 海上警備体制の強化

2. 海上交通の安全対策の強化

3. 災害対応体制の強化

4. 情報収集・分析の強化

取組状況 ～伊勢志摩サミット海上警備等、過去の大規模警備の教訓・課題を踏まえつつ、関係機関と連携し、以下の取組を実施中～

1. 海上警備体制の強化

- 港湾における水際対策の強化
- 競技会場・臨海部重要施設等における警戒体制の構築
- テロ対応能力の向上
- 官民一体となったテロ対策の推進



2. 海上交通の安全対策の強化

- 東京港における海上工事等に係る安全対策の推進
- 舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進



3. 災害対応体制の強化

- 大規模災害（首都直下地震等）対応能力の向上
- 東京湾における一元的な海上交通管制の構築



4. 情報収集・分析の強化

- 国内外のテロ関連情報収集・分析等
- 海外大会における諸施策の分析・活用
- CR活動も視野に入れたマリーナや通航船舶等の実態調査・分析
- 海域の詳細データの収集・整理・警備用参考図の作成

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

4. 警戒監視、被害拡大防止対策等

【概要】

○競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視や、災害・テロ等が発生した場合の警察等の関係機関と連携した自衛隊による被災者救援・被害拡大防止に係る施策について検討を開始。

【具体的な取組（過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの）】

- 競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視
- 災害、テロ等が発生した場合の被災者の救援、被害の拡大防止等
- その他、セキュリティ確保に向けた各種の政府レベルの取組への協力



航空機による警戒監視



被災者の救援、被害の拡大防止

伊勢志摩サミットや2010日本A P E C首脳会議の対応例

- 航空機等により、会場周辺空域等において所要の警戒監視を実施
- 不測事態に対処するため、特殊武器防護部隊等の待機態勢を強化
- 駐屯地等における警備の強化

・伊勢志摩サミット（平成28年5月26日及び27日）
・2010日本A P E C首脳会議（平成22年11月13日及び14日）

（参考）

『立候補ファイル（日本語版）
11大会の安全、セキュリティ及び医療サービス』（抜粋）

防衛省・自衛隊は、必要に応じて、国内法の定めるところにより、国土交通省により設定された競技会場上空の「飛行制限区域」や、競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視を実施し、関係省庁等に必要な情報を提供するとともに、その他所要の支援を実施する。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

5-a. N B C（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

○「化学テロリズム対策についての提言」（厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月）において、大会等大規模国際イベントに備え、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、平成26年度に備蓄を開始。天然痘テロに備えたワクチン備蓄を引き続き実施。

厚生科学審議会

健康危機管理部会

※ 特定事項の審議のため、2分科会と15部会を設置

化学テロリズム対策についての緊急提言

大会等の大規模国際イベントの国内開催が予定される中で、化学テロ対応強化が必要

提言①

厚生労働省は、国及び都道府県が備蓄することが適切な解毒剤等の医薬品の種類を定めるとともに、希少ゆえ、都道府県や医療機関レベルで購入することが非効率な医薬品を中心に、備蓄に向けた準備を行うこと。

なお、リスク分散の観点から、備蓄は国内の複数箇所で行える体制が望ましい。

提言②

発災から一定時間以内に初期投与できる体制を整えるべく、各都道府県の医療提供体制の実情に応じた備蓄及び配送に関する計画の策定を促すこと。

提言③

解毒剤等の医薬品の確保と併せて、医療機関における受入体制の充実ならびに早期治療を開始するための病院前医療体制の向上に努めること。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

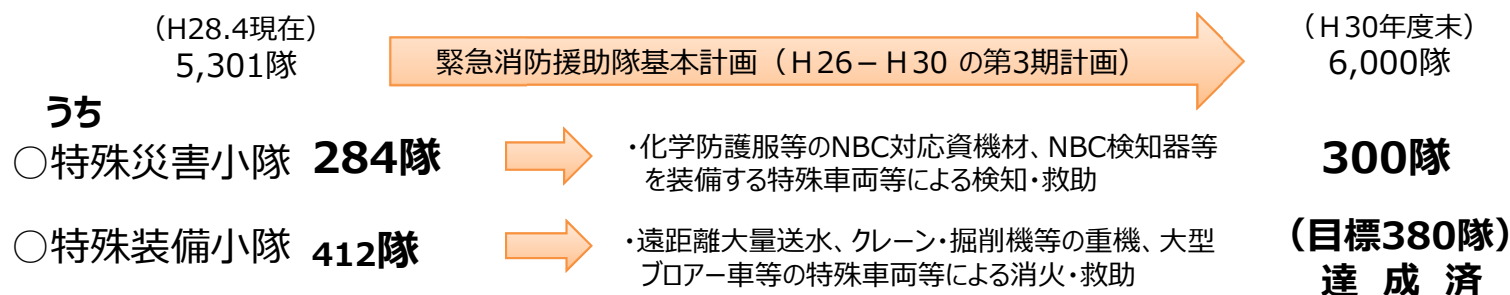
5-b. N B C（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

○NBC災害対応力強化のため、特殊災害小隊等の緊急消防援助隊の増隊・強化や、大型除染システム搭載車の配備、テロ災害への対応能力向上のための国と地方公共団体との共同訓練の充実強化等を進めるほか、対応に万全を期すため、消防機関等が今後取り組むべき課題及び対応策を「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果」において取りまとめ、平成27年4月に公表。

具体的な取組

① NBC災害対応力強化のため、特殊災害小隊等の緊急消防援助隊を増隊・強化。



② 除染活動（水洗浄等により要救助者に付着する危険物質を物理的に除去する）に用いる大型資機材を積載し、短時間に大量の除染が可能な大型除染システム搭載車や化学・生物剤検知器等のNBC対応の車両・資機材等を配備

③ NBC災害時における消防機関の活動マニュアルの見直し（H26.3）

- ・化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル
- ・原子力施設等における消防活動対策マニュアル

④ 各種検知器による疑剤の測定など、消防大学校での実務講習（NBCコース）をより実戦に即したものに充実

⑤ 国民の保護のための措置が必要となる事案への対応能力向上のため、国と地方公共団体の共同訓練を充実強化



大型除染システム搭載車

5-C. N B C（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

○大会の選手村、メインメディアセンター、競技会場等（以下「大会会場等」という。）で飲食提供等をする事業者に対して、食品テロ防止対策を助言・指導。

（参考）食品テロとは、一般市民を死傷させ、及び／又は社会的、経済的、政治的安定性を破壊する目的で、意図的に食品に生物学的、科学的、物理的因子又は放射性物質を混入する活動又は脅威（WHO「Terrorist threats to food」2008年改訂版）

具体的な取組

○外食、食品製造、物流事業者向け**ガイドライン**の作成

○従業員の意識の向上や取組の確実な実行を促すため、ガイドラインに基づく**教育支援ツール**の作成

（参考）ガイドラインの概要

○食品テロ防止対策の基本的考え方

○工程ごとの具体的な対策の例示

監視・施錠等の強化、毒物・劇物等の管理、異変発生時の体制整備等

○ガイドラインと教育支援ツールを用いた事業者への研修の実施

○各種テストイベントでの取組状況を踏まえて、事業者に対するフォローアップの実施

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

6. サイバーセキュリティ確保のための取組の推進

【概要】

○サイバーセキュリティ基本法に基づく新たな「サイバーセキュリティ戦略」を平成27年9月に閣議決定。同戦略に基づき、大会の運営に大きな影響を及ぼし得る重要サービス事業者等を対象としたリスク評価に基づく対策の促進や、関係府省庁、大会組織委員会、東京都等を含めた関係組織と、サイバーセキュリティに係る脅威・事案情報の共有等を担う中核的組織としてのサイバーセキュリティ対処調整センター（オリンピック・パラリンピックCSIRT）の整備に向けた検討を実施している。

サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、そしてその先の2020年代初頭までの将来を見据えつつ、今後3年程度の基本的な施策の方向性を示す。
- 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を創出・発展させ、もって「経済社会の活力の向上及び持続的発展」、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」、「国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障」に寄与することを目的とする。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、リスクの明確化、実践的対処体制の構築、十分な演習・訓練を実施。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

リスク評価に基づく
対策の促進
(事前対応のための取組)

対処体制の
整備
(事案発生時の迅速かつ的確な
対処のための取組)

- サービスの安全かつ持続的な提供の確保のためのリスク評価手順書を作成するとともに、東京大会において開催・運営に影響を与える重要サービス事業者等を選定し、リスク評価を実施。
- 各事業者等は、2016年10月～12月の期間で第1回目のリスク評価を実施。現在、約70組織から実施結果を受領し、評価に基づく対応を促進。
- 対象エリアや対象分野を拡大し、重要サービス事業者等に対する継続的なリスク評価を実施し、さらに大会全般にわたる横断的リスク評価に向け評価手法を検討。
- サイバーセキュリティ体制に関する検討会において、サイバーセキュリティ対処調整センター（オリンピック・パラリンピックCSIRT）の構築に向け、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を関係府省庁、大会組織委員会、東京都等と協議の上、決定。
- G7伊勢志摩サミット及びリオデジャネイロ大会に連絡要員を派遣し、情報共有体制の試験運用を実施。
- 対処体制の検討及び情報共有のためのシステムの構築・運用並びにこれらを活用した演習・訓練等の実施。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

7. 首都直下地震対策の強化

【概要】

- 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、施策に関する基本的な方針の一つとして大会に向けた対応を掲げるとともに、減災目標を達成するための取組を関係省庁等と連携して推進。また、首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画を策定し、訓練等を通じて、首都直下地震対策の強化を図る。
- 「首都直下地震に関する合同検討チーム」において課題を抽出、必要に応じて分科会を設置して、具体的な検討を進める。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

緊急対策の推進のための施策に関する基本的な方針

(1) 首都中枢機能の確保

- ・首都中枢機能の業務継続体制の構築
金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え
- ・首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

- ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等

(3) 地方公共団体への支援等

- ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施

(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進

- ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え

(5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- ・外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

今後10年間で達成すべき減災目標

- 想定される最大の死者数
約2万3千人 から **概ね半減**※
- 想定される最大の建築物全壊・焼失棟数
約61万棟 から **概ね半減**※

※東京都区部の南部を震源とする地震が発生した場合の想定

減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

- (1) 首都中枢機能の継続性の確保
例) ・物資の備蓄【100%(H28)】
- (2) 膨大な人的・物的被害への対応
例) ・住宅等の耐震化【現状79%(H20) ⇒ 95%(H32)】
・電気に起因する出火の防止
【感震ブレーカー等設置率(木密地域) 25%(H36年度)】

応急対策活動に関する具体計画の策定

- 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」に基づき、首都直下地震の発生時に各防災関係機関が行う応急対策活動に関する具体計画を平成28年3月に策定
- 首都中枢機能への影響や被災量が大きくなる、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震を想定して策定

首都直下地震対策に関する合同検討チーム

国と東京都が一体となって首都直下地震対策を推進するため、防災担当大臣と東京都知事の合意により、平成26年5月19日に設置

【合同検討チーム】

検討チームで具体的な課題を抽出し、分科会で検討
基本計画に基づく各般の対策の進捗把握と課題抽出

- 災害対策本部連携分科会 ⇒ 政府と都の本部間の円滑な連携体制
- 旧立川政府倉庫分科会 ⇒ 旧立川政府倉庫の活用手法
- 帰宅困難者対策分科会 ⇒ 一時滞在施設確保 等

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

8. 避難誘導対策の強化

【概要】

○関係府省庁と東京都との「避難場所等のピクトグラムに関する関係府省庁連絡会議」を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの標準化に向けた取組方針を平成27年3月に中間とりまとめ。平成28年3月にピクトグラムをJIS制定。

【避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議】

共同議長－内閣府政策統括官（防災担当）付大臣官房審議官、

消防庁国民保護・防災部長

構 成 員－内閣官房（オリパラ事務局、強靱化室）、内閣府（防災担当）、消防庁、経済産業省、国土交通省（水管理・国土保全局）、国土地理院、観光庁、東京都の課長級

オブザーバー－警察庁、国土交通省（都市局、水管理・国土保全局、道路局）の課長級

事務局－内閣府（防災担当）、消防庁

津波・高潮	洪水・内水氾濫	土石流
		
崖崩れ・地滑り	大規模な火事	避難場所
		
津波避難場所	津波避難ビル	避難所
		
表示例		
		

【連絡会議における検討内容】

- ・災害対策基本法改正により、指定避難所と指定緊急避難場所の周知に際して、区別を明確にする必要があり、避難場所等のピクトグラム（※）について検討し、整備につなげる。
- ・整備にあたっての課題を抽出

※ピクトグラムとは避難標識表示に付される図記号

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

9. 感染症対策の推進

【概要】

- これまで、エボラ出血熱、MERS等の諸外国の感染症発生動向を踏まえつつ、検疫所職員の増員など、検疫体制の整備を進めている。中南米、東南アジアで流行しているジカウイルス感染症についても検疫感染症に位置付けるなど水際対策等に万全を期している。国内における対策として、平成26年度に感染症法を改正し、感染症に関する情報収集体制の強化を図った。また、風しんについて、平成32年度（2020年度）までの排除に向けて、抗体検査や予防接種を推奨するとともに、平成26年度から都道府県等に対する抗体検査補助事業を実施。結核について、2020年までの低まん延国化を目標とし、平成26年度の感染症法改正により、結核患者に対する服薬支援体制を充実させ、また、高齢者等、特に対策を必要とする者への重点的な対策を適切に講じていく。
- また、大会期間及びその前後における感染症の早期探知とまん延防止を目的としたサーベイランス体制の構築や衛生対策の徹底などについて検討中。

検疫業務

検疫所では、海外での感染症の流行状況や対応について、注意喚起を実施している。入国者に対して、サーモグラフィーによる体温測定や検疫官による呼びかけや質問を行い、必要に応じ、問診、検査等を実施するなど、必要な水際対策を行っている。



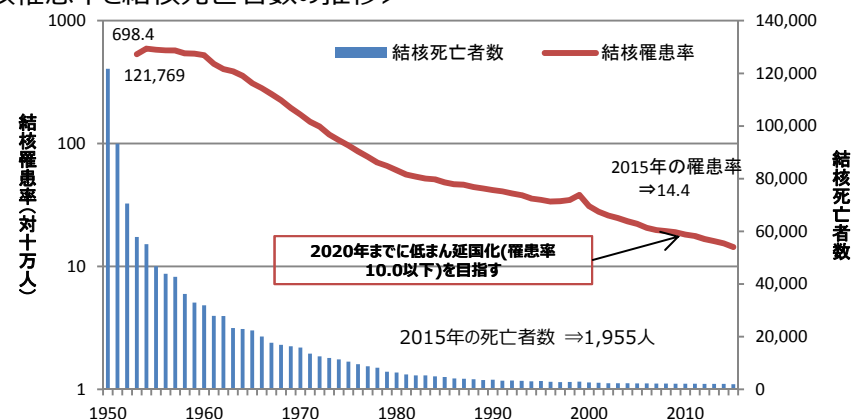
世界各地の感染症の発生状況

近年、エボラ出血熱（ギニア等）、MERS（サウジアラビア等）、鳥インフルエンザ（中国等）、ジカウイルス感染症（中南米等）など、世界各地で新たに感染症が発生している。



2020年に向けて、諸外国の感染症発生状況を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制の整備を進める。

＜結核罹患率と結核死亡者数の推移＞



＜風しん対策＞

「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第442号）に基づき各対策を実施

- 目標
早期に 先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標とする。
- 定期予防接種の実施
風しんの定期接種（1歳児、小学校入学1年前の2回）を実施。接種率の目標をそれぞれ95%以上とする。
- 成人に対する抗体検査・予防接種の推奨
風しんとその予防に関する普及啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）を実施。また、平成26年度から都道府県、保健所設置市、特別区に対する抗体検査補助事業を実施。
- 自治体に対する技術支援
風しん発生手順の手引き等を作成し、自治体に配布。
- 麻しん・風しん対策推進会議の開催
麻しん・風しん施策の実施状況に関する評価を行うとともに、必要に応じ当該施策見直すため、各専門家による麻しん・風しん対策推進会議を開催。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

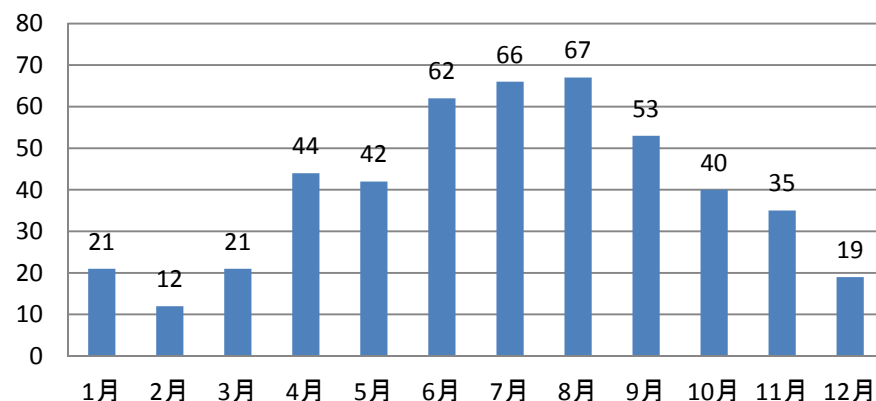
10. 食中毒予防策の推進

【概要】

○食文化の異なる外国人が多数来日することも踏まえ、大会が開催される夏期における食中毒予防策の推進のため、夏期の一斉取締りや8月を食品衛生月間とするなどの食中毒予防策や、国際的な衛生管理の手法であるHACCPの導入促進など関係自治体等と連携して必要な対策を実施していく。

細菌性食中毒の発生状況

細菌性食中毒の月別件数（平成28年）



HACCPの導入状況

調査年度	全 体	中小規模層 (1～50億 円未満)	参考：大手層 (100億円以 上)
平成23年度	24%	27%	76%
平成24年度	24%	27%	84%
平成25年度	23%	28%	85%
平成26年度	29%	34%	88%
平成27年度	29%	35%	89%

（出典）食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査（農林水産省調べ）

夏期の食中毒予防策

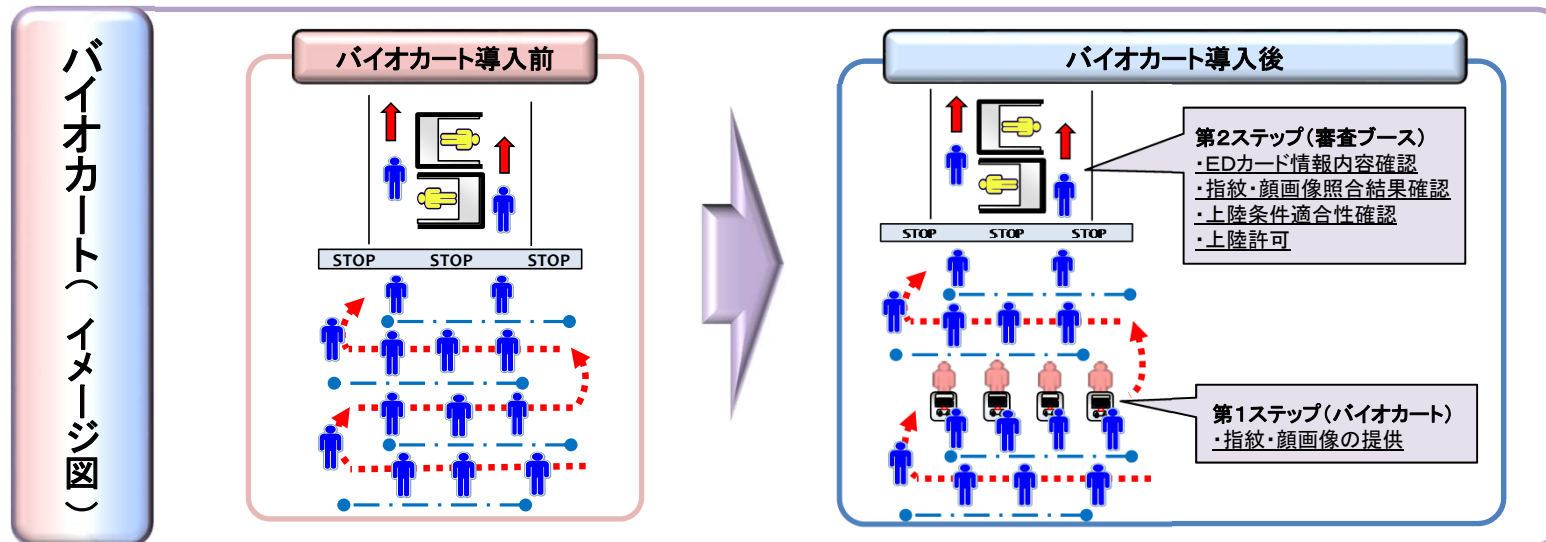
- 食中毒予防の監視指導について、夏期一斉取締り（7月）を実施
- 食品衛生月間（8月）を定め、食中毒予防のための啓発を実施
- 国際標準の衛生管理の手法であるHACCP（ハサップ）による衛生管理の普及・推進

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

11. 出入国審査の円滑化

【概要】

○我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年10月に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定。



その他の「出入国審査の円滑化」に係る取組

- ◎ 出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、自動化ゲートの利用対象とする制度を、平成28年11月から開始。また、ビジネス客のみならず、外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。
- ◎ 自動化ゲートの利用促進（自動化ゲートの増設（平成26年度 40台→70台）、空港会社等と連携した利用促進のための広報等）
- ◎ 我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。
- ◎ 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。
- ◎ 我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。
- ◎ 改正入管法により、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）等を導入（平成27年1月施行）。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

12. CIQ体制の強化等

【概要】

○出入国審査・税関・検疫（CIQ）に係る人的体制の充実・強化を図るため、平成27年度から平成29年度の各年度当初予算において、入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官を増員。また、訪日外国人旅行者の急増等に対応するため、平成27年7月に入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官の緊急増員を、同年12月に入国審査官、税関職員の緊急増員を実施。さらに、平成28年9月においても、入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官の緊急増員を実施。併せて、取締・検査機器の適正配備・有効活用等による物的体制の充実・強化を実施。また、馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を進めており、平成28年4月より、馬術競技開催会場の衛生調査を開始。

現状と課題

訪日外国人旅行者の増加

- 平成28年:訪日外国人旅行者数2,404万人
- 平成28年6月:「日本再興戦略」改訂2016
 - 大会が開催される平成32年までに訪日外国人旅行者数を4,000万人に

- 成田・羽田空港の発着枠の拡大、LCCの就航への対応
- 迅速かつ適正な出入国審査・通関・検疫の確保
- 鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、MERS等世界各地での感染症や動植物の病気・害虫等の侵入リスクの増加
- 非常駐の地方空港等には、近隣官署からの応援により対応



税関



入管

課題への対応



検疫

取組状況と今後の対応

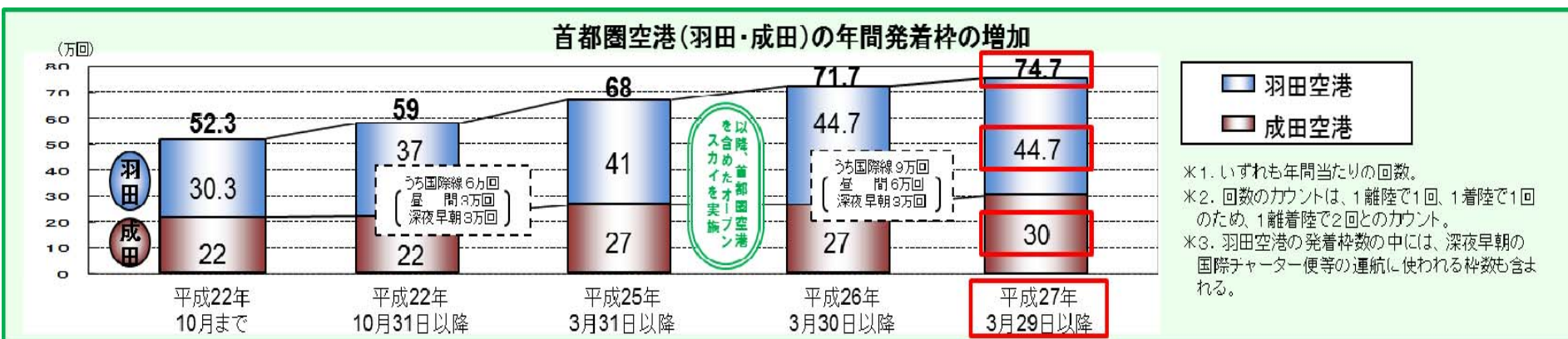
- 平成28年度に、**出入国審査・税関・検疫・動植物検疫に係る人的体制の充実・強化**を実施。
 - 入国審査官を217名増員（うち緊急増員62名）＜平成29年度は219名増員＞
 - 税関職員を184名増員（うち緊急増員40名）＜平成29年度は220名増員＞
 - 検疫所職員を62名増員（うち緊急増員21名）＜平成29年度は63名増員＞
 - 動植物検疫官を30名増員（うち緊急増員6名）＜平成29年度は41名増員＞
- 取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化**を実施。
- 馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を進めるとともに、平成28年4月より、馬術競技開催会場の衛生調査を開始。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

13. 首都圏空港の機能強化

【概要】

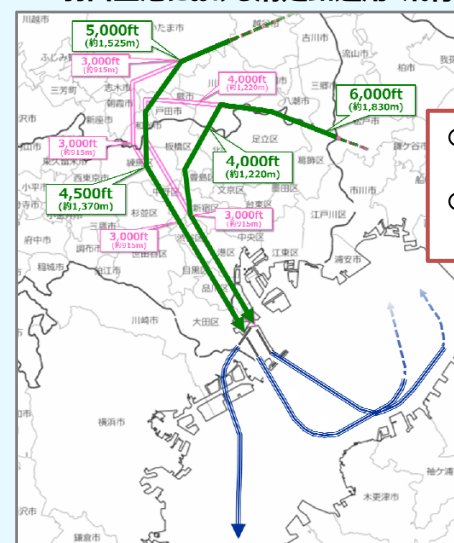
- 首都圏空港について、羽田空港の飛行経路の見直し、成田空港の高速離脱誘導路の整備等により、2020年までに両空港の空港処理能力をそれぞれ約4万回拡大するための取組を進める。
- 羽田空港では、飛行経路の見直しに必要な施設整備、環境対策を着実に進めるとともに、引き続き説明会を開催する等、丁寧な情報提供を行う。
- 成田空港では、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、高速離脱誘導路の整備等に取り組む。



首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ(概要) (平成26年7月8日)

■2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに実現し得る主な技術的な方策		■2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降の技術的な方策	
羽田空港	・滑走路処理能力の再検証 ・滑走路運用・飛行経路の見直し 【現状：約45万回】 ⇒ 年間＋約4万回 計 　＋約4万回　【1日約50便】	・滑走路の増設	
成田空港	・管制機能の高度化 ⇒ 年間＋約2万回 ・高速離脱誘導路の整備 ⇒ 年間＋約2万回 ・夜間飛行制限の緩和 ⇒ 年間＋α回 計 　＋4万回＋α　【1日約50便】	・既存滑走路の延長 ・滑走路の増設 ⇒ 年間＋約16万回	
合計　約83万回 （年間75万回＋約8万回）【1日＋約100便】		合計　約100万回 （年間約83万回＋約16万回）【1日＋約200便】	

羽田空港における滑走路運用・飛行経路の見直し案(南風時)



- 南風運用の割合
運用全体の約4割(年間平均)
- 南風時新経路の運用時間帯
15:00~19:00(切替時間を含む)

凡例

- ← 新到着経路(好天時)
- ← 新到着経路(悪天時)
- ← 新出発経路
- ※経路の点線は約6,000ft以上を想定

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

14. 空港アクセス等の改善

【概要】

(鉄道)

- 平成28年4月に取りまとめがなされた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（交通政策審議会答申）を踏まえ、関連駅におけるバリアフリー化等を推進する。

(バス・タクシー)

- 羽田空港と都心部の駅等とを結ぶ深夜早朝アクセスバスの運行（平成26年10月開始）や、タクシーの新たな定額運賃（平成27年3月適用）等、引き続きサービス充実に取り組む。

成田空港、羽田空港ともに、空港アクセス鉄道の輸送力には余裕がある。
また、速達性の向上も随時図られている。このため、現行のインフラで対応可能。



バスアクセスの充実

- 国家戦略特区内の空港（羽田・成田）を発着するアクセスバスについて、運賃設定を上限認可制から事前届出制とし、運賃の柔軟な設定を可能とするともに、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続きの弾力化を実施。
- 羽田空港の深夜早朝時間帯の利用促進に向けては、平成26年度より深夜早朝時間帯の羽田空港と都心方面を結ぶアクセスバスの運行を開始し、路線数の拡大や深夜便の運行本数の増便など運行拡充を図るとともに、アクセスバス運行協議会が主体となって、アクセスバスの運行を継続しているところ。

東京圏の都市鉄道ネットワークの機能を最大限発揮するため、2020年までに空港の最寄り駅や空港アクセス乗換駅について、更なるバリアフリー化や外国人対応等による結節駅の高度化を推進。

取組事例

バリアフリー

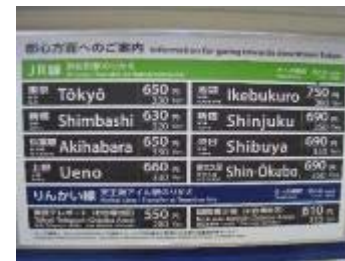
【大容量のエレベーター】

京急 羽田空港国際線ターミナル駅
30人乗りEVが上下線ホームで計7基



外国人対応

【多言語表記】



タクシーの利便性向上

- 首都高速中央環状品川線開通を機に、新しい定額運賃の適用を開始（平成27年3月）。外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアについて割安な運賃を実現。

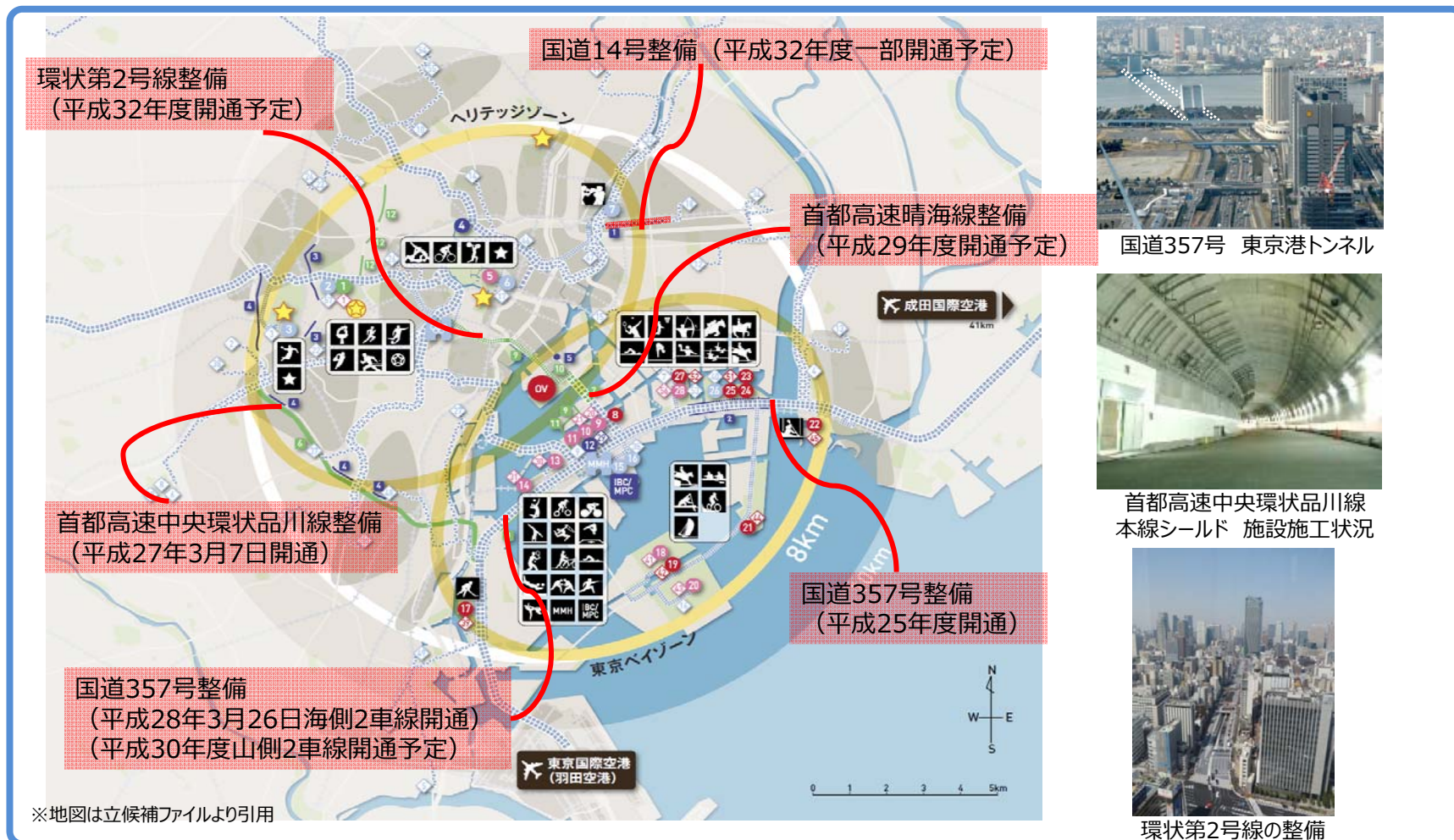


【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

15. 道路輸送インフラの整備

【概要】

- 首都高速中央環状品川線・晴海線、国道357号（立体化等）・14号（拡幅）について整備を推進し、渋滞緩和等を図るとともに、選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第2号線等について東京都による整備を支援。



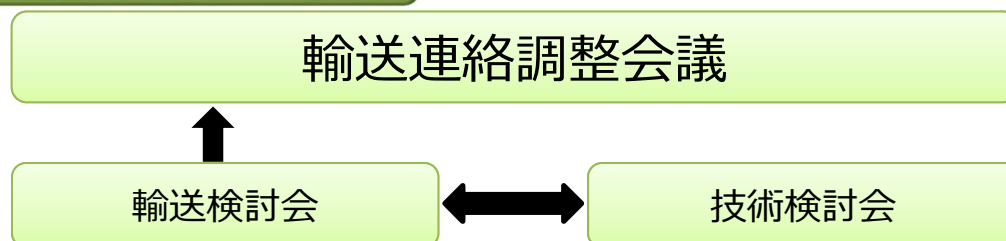
【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

16. 大会開催時の輸送

【概要】

○ 平成25年12月より、東京都等との「輸送調整会議」において、大会関係者や観客等の輸送についての検討を開始。平成27年度より、大会組織委員会も共同主催者となり、名称も「輸送連絡調整会議」と改めて、輸送ルートの設定などについて検討。その際、大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、交通総量を抑制するための諸対策を推進する等、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう配慮する。

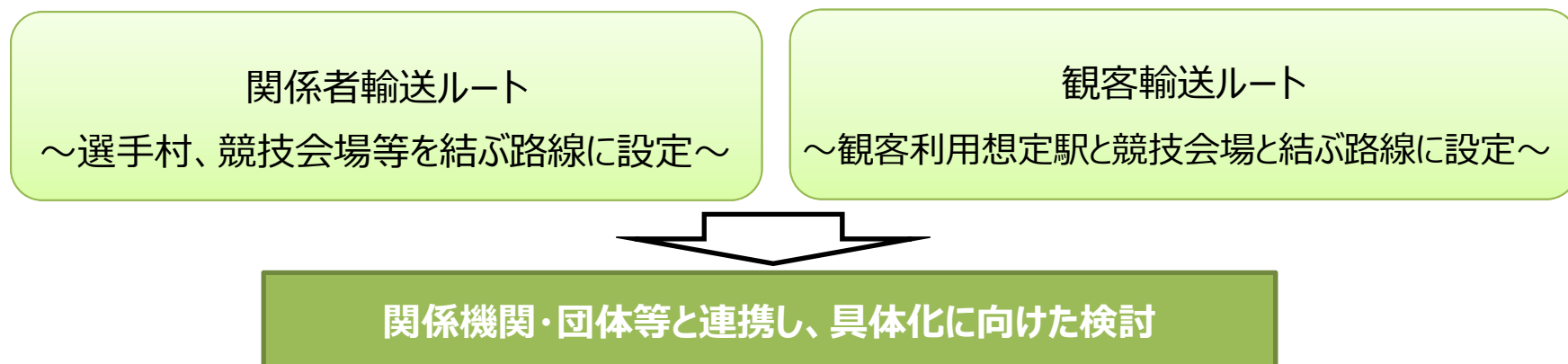
検討・実施体制



【メンバー】

警察庁、国土交通省、警視庁、関係県警察、道路管理者、鉄道・バス事業者、東京都、大会組織委員会 等

輸送ルートの概要



【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

17. 多言語対応の強化

【概要】

○東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」において、平成26年11月に「多言語対応の取組方針」を策定。案内表示・標識等の多言語対応について、視認性や統一性の確保に配慮した取り組みを推進。また、平成27年6月に設置された「新宿ターミナル協議会」において新宿駅の乗り換えルートのバリアフリー化などとともに、多言語対応を含む案内サインの改善など、大規模ターミナルの利便性向上に取り組む。他のターミナルでの展開も含め、引き続き、大会に向けて、行政・民間が一体となった取組を積極的に推進。

「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」の取組方針 <概要>

①交通分科会

- ・ターミナル駅等における分かりやすい案内表記の実現に向け、各主体が連携し垣根を越えた取組を推進
- ・乗降客数が日本最大の新宿駅を対象に、一層の利便性向上のため、多くの関係者が参画した会議体を設置
新宿駅の取組も参考にしつつ、各主体が相互に協力・連絡体制を構築し、多言語化の取組を他の駅等にも広げていく

②道路分科会

- ・道路の案内標識について日英2言語で分かりやすい表示を推進
- ・ピクトグラムを活用、路線番号の表示、標識の集約化等も検討

③観光・サービス分科会

（飲食店）写真付き多言語メニューの整備、食材ピクトグラムの活用
（宿泊施設）施設内表示の多言語化、周辺観光案内の多言語化

※ 第5回多言語対応協議会を平成28年12月20日に開催し、参画団体・機関による取組方針の推進状況を確認するとともに、先進的取組事例やICTの最新技術動向を紹介。



「新宿ターミナル協議会」

<概要> 誰もが分かりやすく使いやすい利用者本位の新宿ターミナルの実現を目指し、多様な関係者が連携して利便性の向上に取り組む。案内サイン分科会、バリアフリー・利便性分科会を設置し検討を進めている。平成28年3月に具体的な対応策をとりまとめた「新宿ターミナル基本ルール」を策定したところであり、今後、案内サインの改善等に順次取り組んでいく。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

18. 無料公衆無線LAN

【概要】

○訪日外国人が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境整備を促進するため、総務省、観光庁、自治体、関係事業者等による協議会を平成26年8月に設置。平成27年2月に、共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」マークを導入。平成27年度に、実証実験を実施。引き続き整備促進、周知・広報、認証連携の取組を進めているところ。

協議会の活動内容＜3つのプロジェクトチーム（PT）により取組推進＞

①整備促進PT

- ・無料公衆無線LANの利用可能エリアを拡大を促進

②周知・広報PT

- ・無料公衆無線LANの利用場所等の情報収集・海外への情報発信
- ・シンボルマーク（「Japan. Free Wi-Fi」マーク）の導入

③認証連携PT

- ・利用手続きの簡素化・一元化の推進



＜第1回幹事会
(H26.8.29)の様子＞

協議会の幹事メンバー

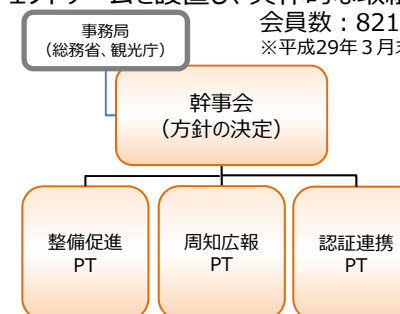
- 空港：（一社）全国空港ビル協会、成田国際空港（株）、新関西国際空港（株）、中部国際空港（株）
- 港湾：みなとオアシス全国協議会、全国クルーズ活性化会議
- 鉄道：東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会、（一社）日本地下鉄協会
- 自動車：（公社）日本バス協会、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会、（一社）全国レンタカー協会
- 道路：東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、全国道の駅連絡会
- 宿泊施設：（一社）日本旅館協会、（一社）日本ホテル協会、（一社）全日本シティホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- 商業施設等：（一社）不動産協会、（一社）日本ショッピングセンター協会、（一社）日本フランチャイズチェーン協会
- 自治体：東京都、福岡市
- 通信事業者：無線LANビジネス推進連絡会、（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）日本インターネットプロバイダー協会、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

協議会の運営および体制

平成26年8月29日 第1回幹事会
平成27年2月16日 第2回幹事会
平成28年1月12日 第3回幹事会
平成29年2月 2日 第4回幹事会

※整備促進、周知・広報、認証連携の3つのプロジェクトチームを設置し、具体的な取組を推進

会員数：821
※平成29年3月末時点



【大会の円滑な準備及び運営】②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

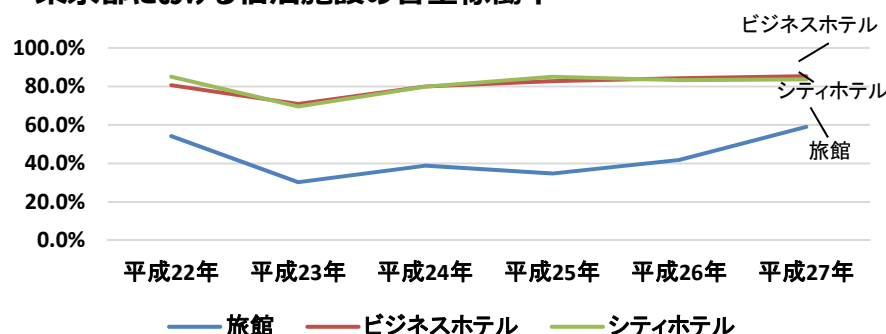
19. 宿泊施設の供給確保に向けた対策

【概要】

- 現在、東京のシティホテル・ビジネスホテルの稼働率は、80%超と年々高い水準で推移している。
旅館の稼働率についても、まだ余裕があるものの、近年増加傾向が見受けられる。
- まずは、既存の施設や枠組み（旅館・近隣県の宿泊施設・国家戦略特区・イベント民泊等）を活用するとともに、第193回通常国会に提出した「住宅宿泊事業法案」により、民泊サービスの適正な運営を確保するなど、観光旅客の来訪・滞在促進を図る。

<観光庁>

・東京都における宿泊施設の客室稼働率



出典：観光庁宿泊旅行統計調査 第8表より作成

・2016年以降の東京都のホテル新規供給見通し

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	未定	合計
客室数	5,060	6,114	6,330	3,329	3,183	592	24,608
累計	5,060	11,174	17,504	20,833	24,016	24,608	—

出典：週刊ホテルレストラン、事業者プレスリリース

○旅館の活用に向けた情報発信

- ・JNTO（日本政府観光局）のHPに、外国人旅行者向けの宿泊施設の窓口サイトを開設し、旅館の情報発信を強化。

○宿泊施設不足への対応

- ・受入能力に余裕のある地方の旅館等の利用の促進。

<内閣府・厚生労働省・観光庁>

○国家戦略特区事業（外国人滞在施設経営事業）の活用（内閣府・厚労省）

平成28年10月31日、特区民泊における「最低宿泊・利用日数」を「2泊3日」に引き下げることを定めた「国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令」が施行された。

これを受け、大阪府及び大阪市、北九州市において、「2泊3日」の特区民泊を開始した。

- ※ 本事業は、外国人旅客の滞在に適した特区内の施設を、賃貸借契約に基づき条例で定めた期間以上、提供するもの。

○イベント民泊の活用（厚労省・観光庁）

年1回（2～3日程度）のイベント開催時に、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものは、「旅館業」に当たらないことを平成27年7月に自治体に周知。平成28年4月に自治体において行すべき内容・手順等を周知。

○民泊サービス（既存ストック）の活用検討（厚労省・観光庁）

厚生労働省と観光庁が共同で有識者等からなる検討会を平成27年11月に立ち上げ、平成28年6月下旬に最終報告書を取りまとめた。平成29年3月に住宅宿泊事業法案を提出。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

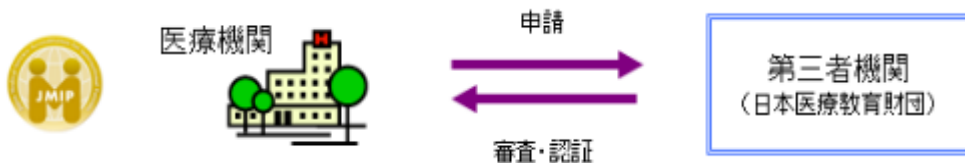
20. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備

【概要】

- 外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、以下の取組を実施。
 - ・外国人患者受入れ医療機関認証制度（Japan Medical Service Accreditation for International Patients: JMIP）の推進。
 - ・医療機関における外国人患者受入れ環境整備の推進。
 - ・また、平成27年度より各都道府県と連携して外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」を選定。

外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の推進

- ・医療機関の申請に基づき日本医療教育財団が外国人患者受入れ体制等について審査・認証を行う制度（「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）」）を実施。
- ・厚生労働省は同制度の推進のため、**説明会の開催等を支援**。
- ・平成29年3月末現在、23医療機関が認証を受けている。



外国人旅行者を受入れ可能な医療機関選定

- ・平成27年度より各都道府県と連携して**外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」**を選定（29年3月末現在約900箇所）。

医療機関における外国人患者受入れ環境整備の推進

- ・医療機関における**医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置を支援**。平成28年度は27病院で実施。
- ・院内案内表示の多言語化等の**院内体制整備を支援**。平成28年度は当初予算で19病院、補正予算で50病院で実施。
- ・加えて、**医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料の作成・改訂を実施**。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

21. 外国人来訪者等への救急・防災対応

【概要】外国人対応に係るこれまでの取組内容は、多言語コミュニケーションを支援するシステムへの取組状況を調査し、その活用事例を報告書で紹介。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が夏季に開催されることから、熱中症の予防対策や応急手当等について記載した「訪日外国人のための救急車利用ガイド」等による普及啓発。外国人来訪者等とのコミュニケーションの円滑化等による迅速・的確な救急搬送・熱中症対策や、スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ（救急ボイストロ）の開発、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報等の多言語対応、多言語対応の全国版防災アプリの整備等を推進。

これまでの取組内容と今後の取組内容

【これまでの取組内容】

①外国人傷病者への対応

多言語コミュニケーションを支援する多言語音声翻訳システムの開発及び多言語翻訳ツールを使用した訓練の実施。

②外国人に対する広報

外国人に対して、救急車の利用状況や利用方法等を説明した救急車利用マニュアル（3か国語）及び熱中症予防対策や応急手当等について記載した「訪日外国人のための利用ガイド」（7か国語）を作成し、消防庁ホームページに掲載。

③応援態勢の検討

諸外国におけるオリンピック等の大規模イベント時の外国人に対する救急業務の状況の調査し、報告書を作成。大規模イベント開催において必要となる車両、資機材の確保、応援体制等について検討。

【今後の取組内容】

①外国人傷病者への対応

多言語音声翻訳システム完成後、消防本部に使用開始を通知。多言語音声翻訳システムの機能改善等の研究を継続。
電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報等の多言語対応を推進。

②外国人に対する広報手段

訪日外国人のための救急車利用ガイドの追加言語を検討、作成し、消防庁ホームページに掲載予定。周知方法については関係省庁と連携し検討。

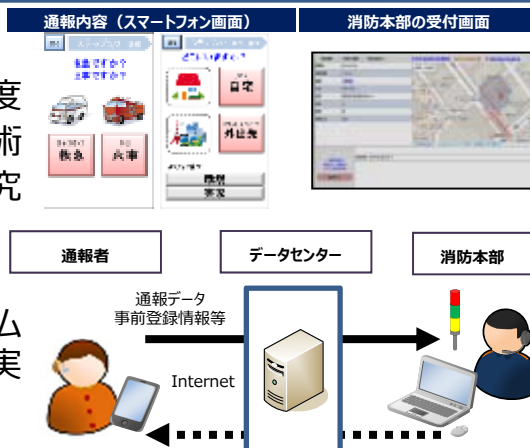
③ 応援態勢の検討

東京消防庁など競技会場等を管轄する消防本部及び関係機関と連携し、大規模イベント開催において必要となる車両、資機材の確保、応援体制等について具体的な検討を進める。

スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及

○ H24年度からH26年度までの消防防災科学技術研究推進制度による研究開発成果を活用

○ H27年度から、システムの標準仕様等の検討・実証検証を実施



多言語対応の全国版防災アプリの整備

○ 一つのアプリで、全国どこでも現在地から避難場所へ誘導可能な、多言語対応の防災アプリ（避難支援アプリ）を、関係省庁と連携して整備

○ H27年度から、防災アプリの整備に向けた調査・検討を実施

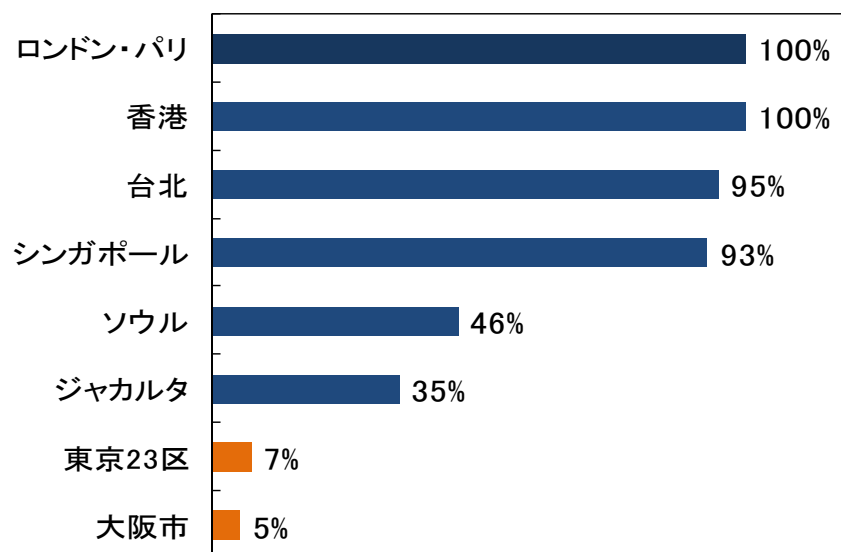


22. 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進

【概要】

- ・センター・コア・エリア内の国管理道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し2019年度までに無電柱化を完了させる予定
- ・無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路における電柱の新設を禁止するとともに、2016年度から電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置を創設。
- ・今後、低コスト手法のモデル施工の実施を踏まえ、小型ボックス活用埋設等の低コスト手法の導入を図る。

■欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



※1 ロンドン、パリ、香港、シンガポール、ソウルはケーブル延長ベース

※2 台北、ジャカルタ、日本は道路延長ベース

■無電柱化による美しい街並みへの寄与の事例

【浅草通り(都道453号線)】



※ストリートビューを基に作成

【国道1号(東京都港区高輪)】



【川越市中心部(中央通り線(一番街))】

整備前



整備後



【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

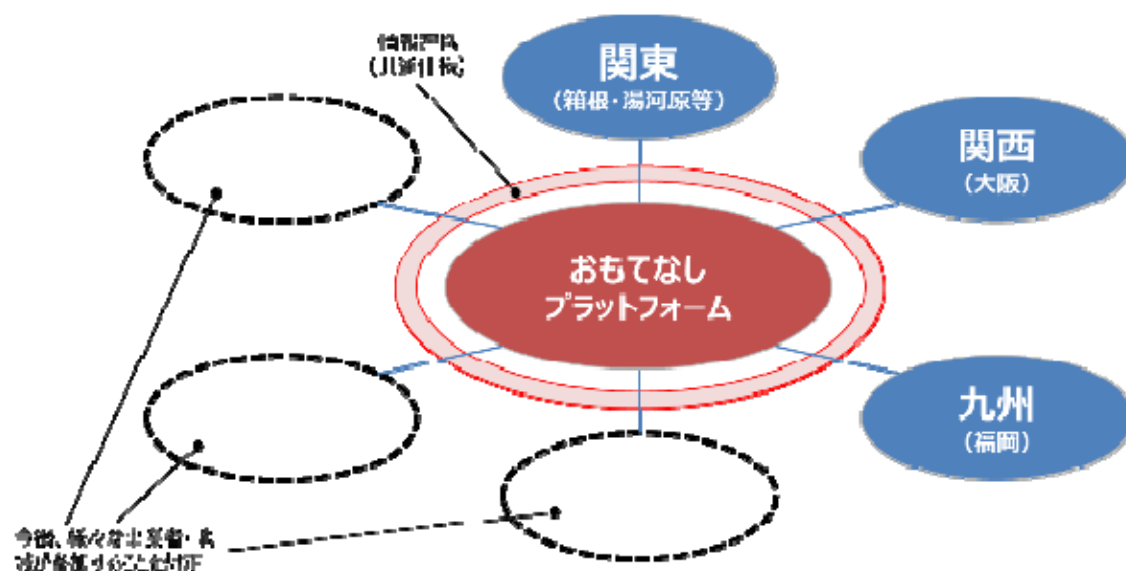
23. 外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備

【概要】

○全ての来訪者が訪日中にストレス無く快適に過ごせるよう、多くの訪日外国人が旅行中の困ったこととしてあげている両替・クレジットカード利用をはじめとした滞在環境の改善を目指すとともに、日本への好印象を与えるおもてなしサービスの在り方などについて、社会実装に向けて具体的に検討を進めているところ。

＜2016年度における取り組み＞

2016年より、事業者や地域が連携できる仕組みである「おもてなしプラットフォーム」の構築に取り掛かるとともに、**3地域**における実証を開始。



「おもてなしプラットフォーム」実証

テーマ： 様々なサービスプラットフォーム間の情報連携
(1つのIDで複数の事業者・地域のサービスを利用可能等)

「関東」(箱根・湯河原等) 地域実証

テーマ： 生体認証による新サービス等



- 生体認証による決済
- チェックイン/チェックアウト
- 荷物の配送受付
- 多言語地域情報の提供

「関西」(大阪) 地域実証

テーマ： 新しい決済 (トータルウォレット) 等



- スマホでいつでもどこでも複数の決済手段を登録、生体認証
- 看板・サイネージ等と連動した多言語情報提供

「九州」(福岡) 地域実証

テーマ： 横断的情報活用と消費促進



- 事前登録が必要なプレミアム付カード型商品券を発行
- 属性情報に加えて、アクセスログ・GPS情報・決済履歴等を収集、サービス提供

(プロモーションデスク)

【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

24. 環境配慮の推進

【概要】

○平成26年8月に取りまとめた報告書（「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」）を踏まえ、大会及び東京都市圏において、① 低炭素化の推進、② 暑熱対策、③ 3Rの推進等に取り組む。

■環境省 平成28年度予算

2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏低炭素化評価検証等

○とりわけ環境負荷が大規模に集積している東京都市圏のインフラを低炭素化・環境負荷低減の観点から検討する。

東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業

○夏季のイベント等における熱中症対策ガイドラインについて実態調査等を実施し、見直しを検討する。

東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業

○3Rの促進を図り、環境にやさしい大会、環境都市東京の実現を目指し、分かりやすいごみ分別ラベルを作成するためのガイダンスを作成する。

東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討事業

○大会の調達基準の策定に際して、グリーン購入に関する技術的検討及び支援を行う。

■オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業（平成29年度当初予算）

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間は一年でも特に暑い時期（7/25-9/6）。
- ・大会会期中は日本の夏に不慣れな外国人を含む多数の観客が来訪。競技会場への移動、入場待機、観戦時などに多数が屋外で長時間を過ごすこととなり熱中症対策が必須。
- ・熱中症のかかりやすさを示す暑さ指数を把握し、適切な予防的対策に資する。

- (1)競技会場等の12地区程度を対象に**気温、湿度等を実測調査**
- (2)競技会場等の12地区程度の**暑さ指数の推計手法を確立**

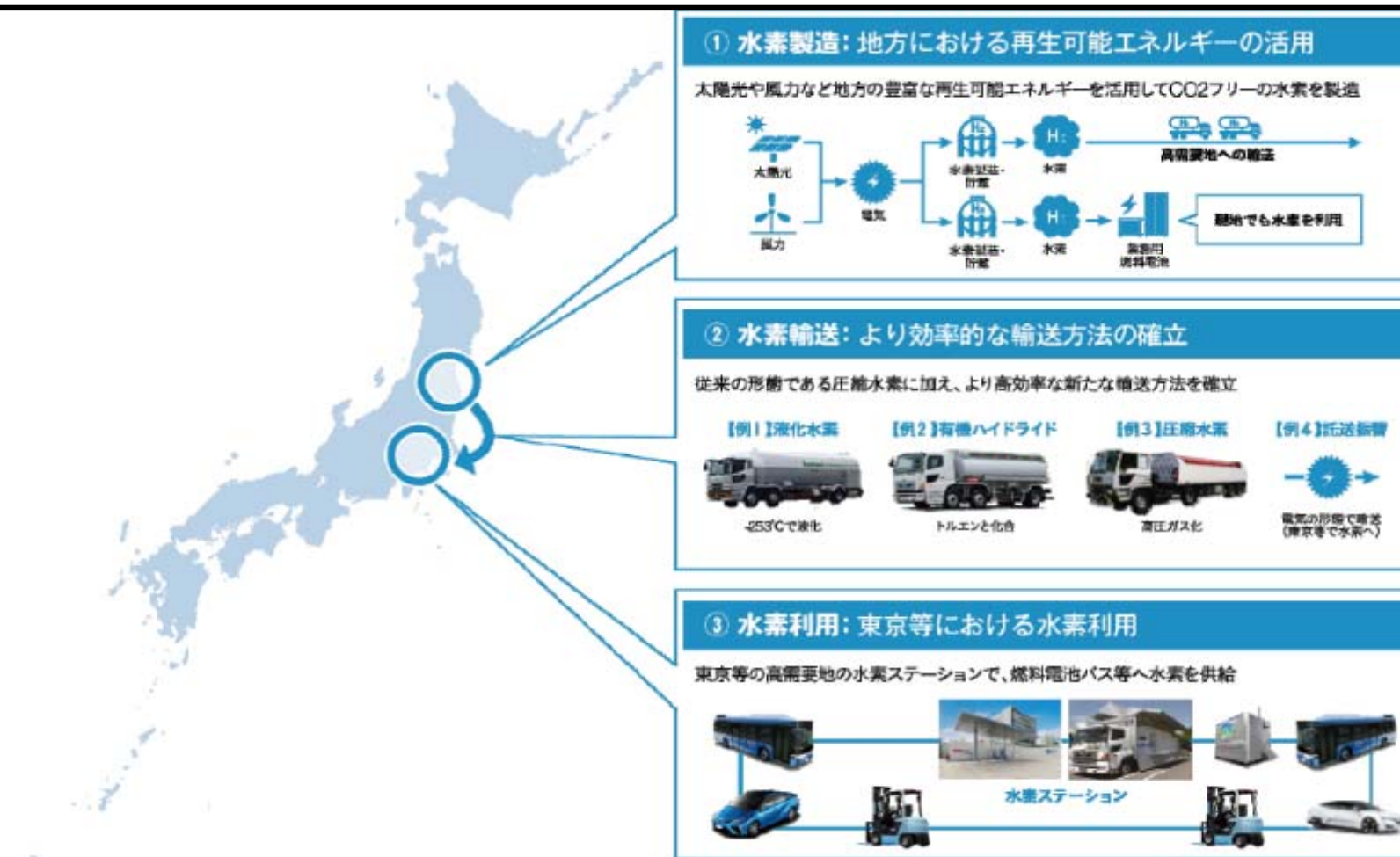
- ①オリパラ大会の会場関連施設整備等の検討のための基礎情報として関係各機関において活用。
- ②熱中症対策として、特にリスクの高い場所での暑さ指数の推計手法を確立し、大会開催期間の熱中症予防情報の発信において活用。

【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

25-a. 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

【概要】

- 再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に向けて自治体と連携した水素サプライチェーンの実証を実施中。
- 燃料電池自動車の普及に向け、車両の導入や水素ステーションの整備を支援するとともに、低コスト化等の技術開発や規制見直しに向けた検討等を実施中。
- 9月にとりまとめた「福島新エネ社会構想」において、福島で再エネから水素を製造し、東京オリンピック・パラリンピック時に東京で活用する実証を行うこととしており、具体的なプロジェクトの実施に向け、平成28年9月末には、実証を実施する候補となる企業による技術的な調査・検討が開始された。

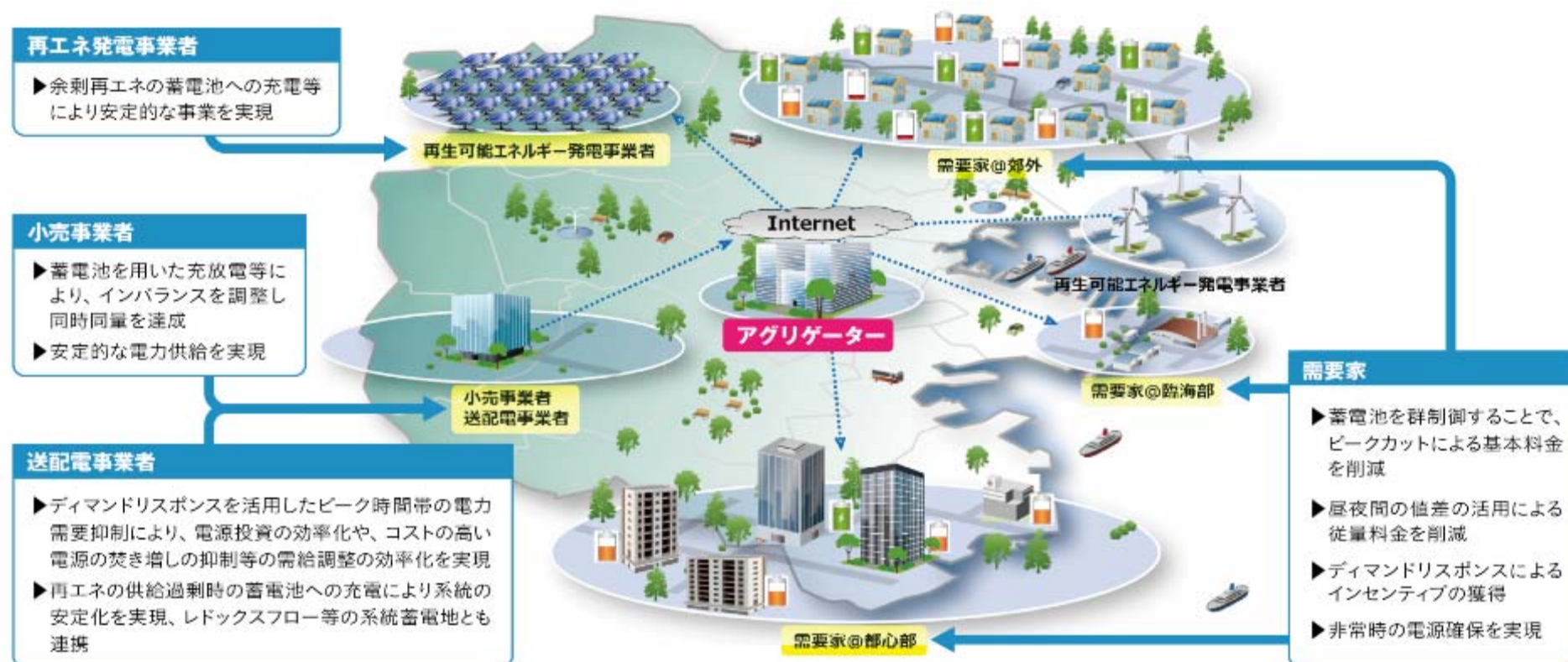


【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

25-b. 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

【概要】

- 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向け、平成28年1月に官民有識者による検討会を立ち上げ、エネルギーリソースアグリゲーションに係る制度整備に向けた議論を開始するとともに、蓄電池等の統合制御を行う実証プロジェクトを今年度から実施中。
- 2017年4月のネガワット取引市場の創設に向けて、ネガワット取引ガイドラインの改定や関連省令の制定を実施。



【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

26-a. アスリート・観客の暑さ対策の推進

【概要】

- 大会が、暑さが厳しい時期に開催され、日本特有の暑さを知らない多くの外国人が訪れることが予定されることから、平成27年5月に「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置。同年9月の中間とりまとめを踏まえ、①競技会場等の暑さ対策、②多様な情報発信の実施、③救急医療体制の整備、④暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発等について、対策を推進。
- 「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、外国人等に対して発信すべき熱中症等関連情報の内容や提供手段などを検討し、順次、情報を発信。

「東京2020に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」 平成27年9月2日

【具体的対策例】

1. 競技会場等の暑さ対策



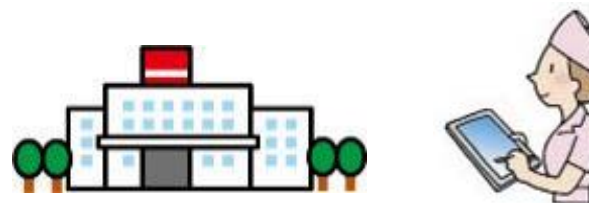
マラソン、競歩沿道等の暑さ対策

大規模イベント熱中症対策指針
(仮称)



夏期の大規模イベント等における熱中症対策指針の策定

3. 救急医療体制の整備



病院における外国人受入を含めた医療体制の整備

2. 多様な情報発信の実施

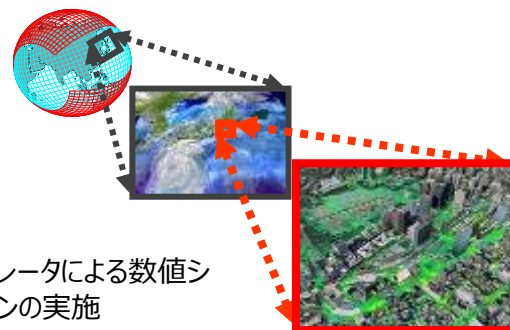


外国人等に対する熱中症等関連情報の提供に係る検討体制の立上げ



熱中症予防情報サイトの多言語化

4. 暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発等



地球シミュレータによる数値シミュレーションの実施

26-b. アスリート・観客にやさしい道づくり

【概要】

- 国土交通省において設置した、東京都や組織委員会、有識者等を委員とする「アスリート・観客にやさしい道の検討会※」において、総合的な道路空間の暑熱対策について検討され、平成28年10月に今後の取組の方向性が提言としてとりまとめられた。

※座長 屋井鉄雄（東京工業大学環境・社会理工学院教授）

- 今後、当該提言を踏まえ、国土交通省は関係機関と連携し、路面温度上昇抑制機能を有する舗装や道路緑化等、必要な対策を推進する。

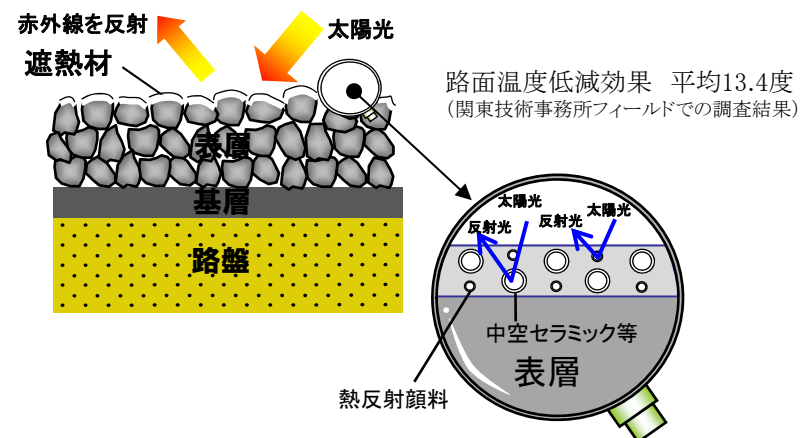
道路緑化



- 快適な環境の提供に資する道路緑化等、道路空間の温度上昇抑制に向けた取組の具体化

路面温度上昇抑制機能を有する舗装

【(例)遮熱性舗装】



- 表面で光を反射させて路面温度の上昇を抑制する舗装
- このほか、代表例として「保水性舗装」がある

【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

27. 競技力の向上

【概要】

○大会等における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。

≪ 2020年東京大会に向けたJOCの目標 ≫

- 金メダルランキング 3 位以内 (20～33個)

Photo by JOC (JOC提供)



Photo by 有限会社エックスワン (JPC提供)



≪ 2020年東京大会に向けたJPCの目標 ≫

- 金メダルランキング 7 位以内 (22個)

Photo by AFLO SPORT (JOC提供)



Photo by 有限会社エックスワン (JPC提供)

メダル獲得

基 盤 的 強 化

2018平昌大会、2020東京大会等に向けて、各競技団体が日常的・継続的に行う強化活動を支援。

◆国内外強化合宿

◆チーム派遣・招待

◆コーチ等の設置など

戦 略 的 強 化

2020東京大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成の支援や、ハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材等の育成を支援するなどの戦略的な支援を実施。

◆次世代ターゲットスポーツの育成支援

◆アスリートパスウェイの戦略的支援

地域ネットワークを活用したアスリート発掘・種目転向の促進支援 (平成29年度～)

◆有望アスリート海外強化支援

◆ハイパフォーマンス統括人材の育成支援 (平成29年度～)

ハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材や世界トップレベルのコーチの育成支援

◆オリンピック・パラリンピック競技の統合強化支援

28. 強化・研究拠点の在り方

【概要】
○オリンピック競技とパラリンピック競技の強化・研究活動拠点の機能強化やその在り方について、有識者会議がとりまとめた最終報告（平成27年1月）を受け、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進めている。

「ナショナルトレーニングセンター（NTC）及び国立スポーツ科学センター（JISS）の機能強化、パラリンピック競技の強化・研究活動拠点の在り方の方向性を取りまとめたものである。」

[illegible]

【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

29. 自衛官アスリートの育成及び競技力向上

【概要】

- 有望選手の獲得施策を推進しているほか、平成26年度から女子ラグビーやカヌー要員の集合訓練を実施。また、育成の基盤となる自衛隊体育学校においてトレーニング器材の取得や各種施設の整備を推進。

【具体的な取組】

アスリートの獲得及び育成

- 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策を推進
- これまで選手を育成してきた9種目に加え、女子ラグビー及びカヌーの選手育成・強化を実施

「9種目（下図上段左から）」
レスリング、ボクシング、柔道、射撃、ウエイトリフティング、アーチェリー、陸上、水泳、近代五種



+

平成26年度から
要員の
集合訓練を開始



女子ラグビー



カヌー

育成の基盤の整備

以下のとおり器材の取得と施設の整備を推進

- トレーニング器材の取得

（以下は、取得した器材の一例）



トレッドミル



エアライフル



栄養管理システム

- 各種施設の整備

- ・庁隊舎空調設備等の整備
- ・近代五種用訓練施設等の整備
- ・ラグビー場の整備
- ・アーチェリー訓練環境の整備
- ・照明の整備
- ・総合体育館の空調設備の整備
- ・研修棟の整備
- ・50m射場の建替等



総合体育館



50m射場

30. 射撃競技における競技技術の向上

【概要】

○競技技術の向上に資するため、平成26年11月に年少射撃資格者の下限年齢を引き下げるなどの銃刀法の改正を実施（平成27年4月施行）。

射撃競技団体等からの要望

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた射撃競技の競技力強化のための銃刀法改正要望

国による強化方針等の方向性

射撃競技団体等の要望は、次の点で国の施策の方向性と同じ

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会等に向けた選手強化
- ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- 射撃競技における競技力強化

文部科学大臣から国家公安委員会に対し検討要請

要望を踏まえた改正

年少射撃資格者※1の年齢の要件の見直し

- 年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引下げ
- 年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引上げ

※1 原則、18歳以上の者のみ空気銃を所持できるところ、一定の資格の認定を受けた14～17歳の者は、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用可能

練習射撃場の制度※2の拡充

- 空気銃に係る練習射撃場の制度を新設
- 年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置を規定

※2 原則、所持許可を受けた猟銃しか使用できないが、猟銃の所持許可者等は、練習射撃場においては、そこに備え付けられた猟銃も使用可能

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備

31. 国内アンチ・ドーピング活動体制の整備

【概要】

○フェアな環境下でのスポーツを担保するために、アンチ・ドーピングに関する教育の更なる充実を図るとともに、インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築、研究開発の促進を検討中。平成28年1月、国内アンチ・ドーピング体制の構築・強化、及び国際的なスポーツインテグリティ保護への支援・貢献に向け、課題を整理し必要な対応を議論するためのタスクフォースを設置し、同年11月報告書を公表。

＜フェアな環境下でのスポーツを担保し、大会がもたらす価値の向上、及び、国際的責任の完遂を図る。＞

クリーンなスポーツ、クリーンな日本を世界へ発信

① 教育・研修の充実

- ユース世代を含むアスリートやサポート要員への教育・研修を充実させ、アンチ・ドーピングの的確な理解を促し、大会において、日本のアスリートやサポート要員のドーピングゼロを目指す。
- 一般、特に学校教育におけるスポーツの価値を基盤とした教育を充実させ、不正を許さず、フェアな環境を他者と協働しながら構築しようとする態度を育て、広くスポーツの価値の浸透を図る。
- ドーピング検査員の増員を図るとともに研修を充実させ、検査の技術面だけではなく、国内外のアスリートとのコミュニケーション能力の向上を目指した研修方法の開発を図る。また、医師・薬剤師等の医療従事者に対する教育・啓発の充実を図る。

② インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築

- IOC・IPC及び世界ドーピング防止機構（WADA）がオリンピック・パラリンピックの開催国に対して遵守するよう求めている世界アンチ・ドーピング規程の改訂（2015.1）に伴い、新たに追加されたインテリジェンス活動体制の構築について、IOC・IPC及びWADAが求める水準を明確化・具体化し、オールジャパン体制で、ドーピングのないクリーンな東京大会の実現を図る。

日本の研究力・技術力を世界へ発信

③ 研究開発の促進

- 高度化・巧妙化するドーピングに対応するための新たな検出手法やアスリートの精神的・身体的負担を軽減する検査手法を開発するため、日本の最先端の研究・技術を活用し、効率的で効果的なドーピング検査手法の研究・開発を促進する。

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑥新国立競技場の整備

32. 新国立競技場の整備等

【概要】

- 「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」が平成27年8月28日に策定した「新国立競技場の整備計画」に基づき、事業主体である(独)日本スポーツ振興センターにおいて、平成28年1月から、設計・施工を一貫して行う新国立競技場整備事業を実施。
- 平成28年12月に本体工事に着手し、平成31年11月末に完成予定。



新国立競技場のイメージ（仮称）

事業概要

「杜のスタジアム」

明治神宮外苑の緑とスポーツをつなぐ市民に開かれたスタジアム



明治神宮外苑イメージ（完成後、約10年の後）

- ・計画敷地 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号ほか
- ・敷地面積 約113,000m²
- ・建築面積 約 72,400m²
- ・延べ面積 約194,000m²
- ・階数 地上5階 地下2階
- ・高さ 約47.4m
- ・座席数 完成時約60,000席
(将来、約8万席への増設が可能な計画)
- ・完成予定 平成31年(2019年)11月
- ・工事費 約1,490億円
- ・発注者 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ・事業者 新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体

施設計画・コンセプト

杜に溶け込む

柔らかな陰影と温かい質感をつくる木と緑の庇で構成されたスタジアムは、明治神宮外苑の緑豊かな環境に溶け込み、訪れる人々を温かく迎え入れます。

市民に開く

周長約850mの屋上空間「空の杜」や四季の変化が楽しめる「大地の杜」を配したスタジアムは、市民がスポーツに親しむことができる、スポーツクラスターの新たな拠点となります。



スタジアム内観イメージ

自然を活用する

夏の卓越風を庇とテラスから効率的に採り入れ、スタジアム内の温熱環境を向上させる、自然エネルギーを活用した環境にやさしいスタジアムを整備します。



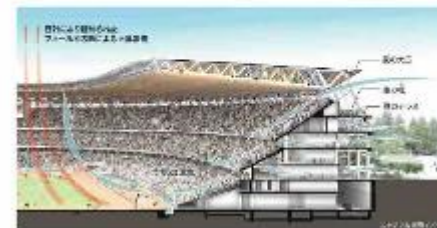
空の杜イメージ

木を使う

国産木材と鉄骨を組み合わせた部材を大屋根に用い、全ての観客席から木の温もりが感じられる世界に誇る日本らしいスタジアムを創出します。

臨場感をつくる

すり鉢状の3層スタンドでアスリートと観客との一体感を創出するとともに、全ての人が安心して観戦できるユニバーサルな環境を整えます。



スタジアム断面イメージ

33. Sport for Tomorrow プログラムの実施

【概要】

- スポーツが未来をつくる：2020年東京オリンピック・パラリンピック大会とそれに向けた具体的行動を通じて、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじめ、あらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく。

2014～2020年の7年間で、開発途上国を始めとする100か国以上の国において、1,000万人以上を対象に、以下のプログラムを実施する。

① スポーツを通じた国際協力及び交流

【外務省】

- スポーツ関連施設の整備，器材供与（文化無償資金協力）
- スポーツ指導者・選手の派遣・招へい（JICAボランティア派遣，スポーツ外交推進事業）
- スポーツ分野での技術協力（JICA技術協力）
- スポーツ分野での日本文化紹介・人材育成支援（国際交流基金事業）
- スポーツ分野での日本文化紹介（在外公館文化事業）等

【スポーツ庁】

- 学校体育カリキュラムの策定支援、スポーツイベントの開催支援

② 国際スポーツ人材育成拠点の構築 【スポーツ庁】

- スポーツ教育を行う大学院修士課程や短期プログラムへの留学生の受入

③ 国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援 【スポーツ庁】

- アンチ・ドーピングが遅れている国への教育・研修パッケージの開発・導入支援等

Sport for Tomorrowコンソーシアム (2014年8月設立)

※官民連携しオール・ジャパンでSport for Tomorrowプログラムを推進していくためのネットワーク

●運営委員会：

外務省

スポーツ庁

JICA

国際交流基金

日本スポーツ振興センター(JSC)

日本オリンピック委員会(JOC)

日本パラリンピック委員会(JPC)

日本アンチドーピング機構(JADA)

筑波大学

2020年東京大会組織委員会

2019年ラグビーワールドカップ組織委員会

日本体育協会

●メンバー：(随時募集中)

国内各競技団体

NGO，民間企業

大学 等

●事務局：

日本スポーツ振興センター(JSC)

上記に加え、スポーツ振興の前提となる途上国の青少年の育成を草の根レベルで支援。（教育施設整備案件）→外務省

34. 国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及

【概要】

○2020年東京大会に向けた機運醸成を図り、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国展開するため、大会組織委員会をはじめとした関係団体と連携し、各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに大会を始めとするスポーツの記録と記憶を後生に残すためのアーカイブの在り方について検討する。また、平成27年2月に「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」を立ち上げ、平成28年7月に最終報告を公表。

○平成27年度オリパラ・ムーブメント調査研究事業



筑波大学

各地域で実践的な調査研究を実施

宮城県

京都府

福岡県

- ・各地域の教員へのセミナーの実施
- ・オリパラ市民フォーラムの開催
- ・オリパラ教育推進校



↓ 調査研究の事例も踏まえ

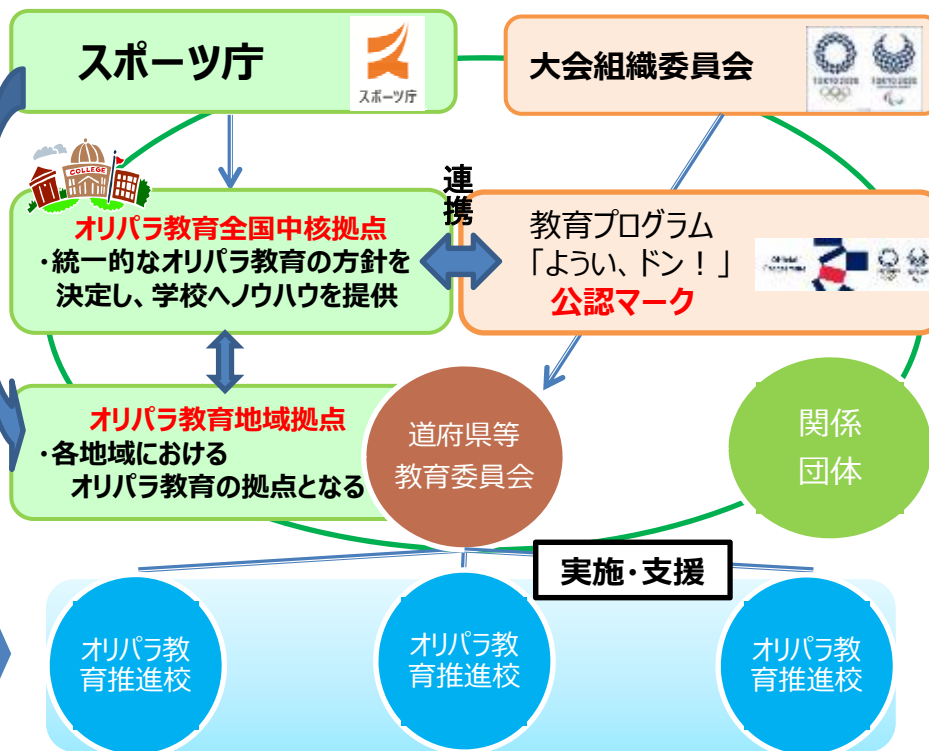
○平成28年度オリパラ・ムーブメント全国展開事業



2府10県で実施

岩手県 大阪府
宮城県 広島県
茨城県 高知県
神奈川県 福岡県
石川県 長崎県
京都府 熊本県

- 全国（12箇所）で、オリパラ教育を実施
- ・各地域でのセミナー
 - ・オリパラ教育推進校
 - ・オリパラ競技体験
 - ・市民フォーラムの開催



○取組（例）

（スポーツの価値）

- ・オリンピック、パラリンピアンを講師に招き、努力することの大切さ、あきらめない心、フェアプレーの大切さを学ぶ。

（国際理解）

- ・ホストタウンの相手国や過去のオリンピック・パラリンピックに参加した国の文化等を学び、日本の文化との違いを知ることで、国際理解を深める。

（共生社会）

- ・パラリンピック競技の体験を健常者・障害者合同で行い、他者への共感や思いやりを育てる。



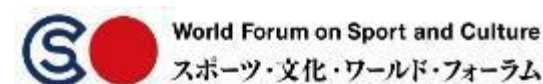
35. スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催

【概要】

ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、関西ワールドマスタースゲームズ2021に向けて、観光とも連動させつつ、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、国際的な機運を高めるためのキックオフイベントとしての国際会議を、2016年リオ大会直後の秋に、京都と東京で開催。

1. 開催時期・場所

2016年10月19日(水)～10月20日(木)： 京都(ロームシアター京都等)
10月20日(木)～10月22日(土)： 東京(六本木ヒルズ等)



2. 主 な 内 容

(1) 京都オープニング・東京プレナリー

【京都オープニング】
義家副大臣による開会宣言



【東京プレナリー】
森東京オリパラ組織委員会
会長、バハIOC会長、クレイ
ブIPC長等による挨拶・基
調講演や、官民パネルを実施



(2) 国際会議

【スポーツ関係】
・スポーツ大臣会合
「スポーツ・フォー・トゥモロー」
・スポーツセッション
「ラグビーの魅力・ラグビーワールドカップの力」
「オリンピック・パラリンピックがもたらすレガシー」



SPORT
FOR
TOMORROW

【文化関係】
・文化会議全体会
2020年に向け、文化振興の機運を高め、文化による
国づくりに一丸となって取り組んでいくことを宣言
・文化会議分科会
「文化芸術資源で未来をつくる
～輝き続ける日本へ～」
「文化芸術活動を通じた多様性を
尊重する社会の実現に向けて」等



(3) 官民ワーク ショップ

ダボス会議を主催する世
界経済フォーラムと日本
政府が連携して26のセッ
ションを実施



(4) 文化イベント

二条城等、世界遺産の
神社・仏閣を活用し、我
が国の伝統芸能等と海
外文化・現代アート等が
調和したイベントを開催



その他、東京・京都の各
地において、六本木ア
ートナイト等の各種協賛イ
ベントと連携

36. Specialプロジェクト2020の実施

【概要】

○大会のレガシーとして特別支援学校を地域の共生社会の拠点とするために、2020年に全国の特別支援学校でスポーツのみならず文化・教育活動も含めた全国的な祭典を開催するための準備をすすめているところ。

事業内容

① 企画立案等

国レベルの中央実行委員会を開催し、事業内容を具体化するとともに関係機関とのネットワーク構築し、ロゴマーク作成やプロモーション等を行う。

② 各地での祭典開催のための体制整備及び情報収集

各都道府県・地域において地域実行委員会を開催し、域内の関係機関のネットワークを構築するとともに、特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行う。

③ 特別支援学校におけるスポーツ活動等推進のための基盤整備

全国の特別支援学校でスポーツ活動等の充実を図るため、障害者スポーツ用具等の整備を図る。

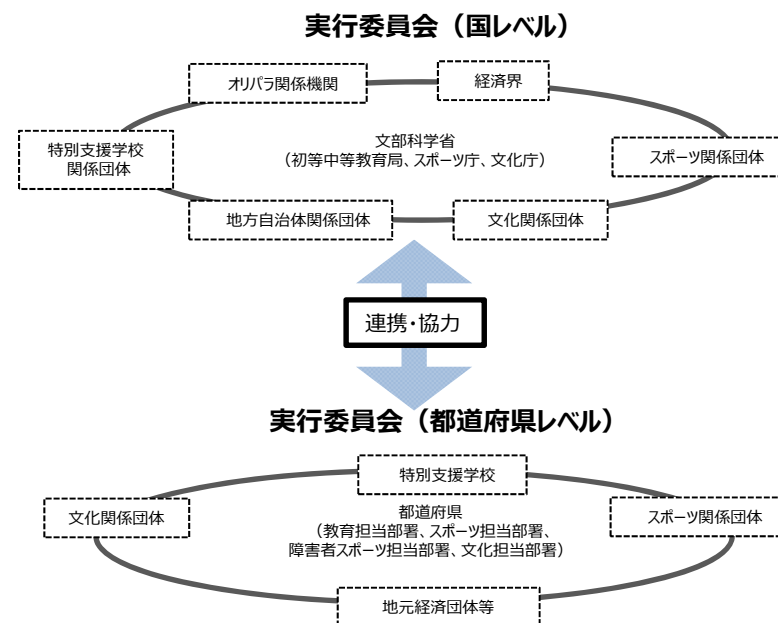
④ モデル事業の実施

具体的な取組の先進事例を蓄積するため、モデル事業を実施する。

⑤ 特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。

実施体制



効果

- ・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、地域の共生社会の拠点づくり

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

37. 記念貨幣の発行検討

【概要】

- 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた機運を醸成するため同大会を記念する貨幣を発行する旨決定した（平成28年7月12日閣議決定）。
- 大会開催までに複数種類を発行するとの方針の下、まずは、リオデジャネイロから東京への開催都市の引継をテーマとする記念貨幣の図柄等を決定（平成28年8月29日政令改正）し、発行した。
- 今後発行するオリンピック・パラリンピック記念貨幣の図柄等については、（独）造幣局と連携し検討中。

1. TOKYO2020立候補ファイル（平成25年1月7日 国際オリンピック委員会（IOC）に提出）

7.6.2 オリンピック記念貨幣発行の保証

- ・過去、日本国内で開催された大規模スポーツ・イベントにおいて、記念貨幣が発行されている。
- ・IOCに対するロイヤリティは、販売収益の中から大会組織委員会を通じて支払われる。
- ・大会の記念貨幣の発行については、日本国財務大臣が保証している。

2. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣（リオ2016－東京2020 開催引継記念）

競技大会名	東京オリンピック競技大会		東京パラリンピック競技大会	
図柄	(表面)  オリンピック旗と桜と イペー・アマレーロ	(裏面)  東京2020オリンピック 競技大会エンブレム	(表面)  パラリンピック旗と桜と イペー・アマレーロ	(裏面)  東京2020パラリンピック 競技大会エンブレム
額面価格	1, 0 0 0 円			
発行枚数	各 5 万枚			
申込期間	平成28年9月21日から平成28年10月11日まで			
販売価格	各 9, 5 0 0 円			

38. 大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等

【概要】

○全ての都道府県及び指定都市において、大会協賛宝くじを発売。また、日本郵便(株)において、記念切手（寄附金付切手を含む）の発行について、関係省庁（文部科学省）からの推薦に基づき、調整中。寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための特別措置法が平成27年5月に成立（同年6月施行）。

1 協賛宝くじ

宝くじの発売団体である全ての都道府県及び指定都市は、大会に向けて協賛宝くじを平成28年度より発売。

2 記念切手の発行等

日本郵便(株)において、大会に関する記念切手（寄附金付切手を含む）の発行について、関係省庁からの推薦に基づき、調整中。

（参考）○ 過去、日本で開催されたオリンピック等においては、いずれも記念切手を発行。

- | | |
|-----------|---------------------|
| ・東京オリンピック | 1億8,000万枚 |
| ・札幌オリンピック | 1億3,500万枚 |
| ・長野オリンピック | 7,850万枚（パラリンピックを含む） |

～国内開催のオリンピック記念切手発行に際し、ロイヤリティの支払義務が発生するのは今回が初めてであり、発行条件等について要調整。

○ 想定スケジュール（例：2018～19年に寄附金付切手・2020年に記念切手を発行のする場合）

大会の寄附金付切手・記念切手は、それぞれ2018～19年度・2020年度に発行される他の記念切手と同じ手続を経ることとなる予定。

【寄附金付切手】

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ・2017・18年1月 | 関係省庁から日本郵便(株)に対する推薦 |
| ・2017・18年11月頃 | 日本郵便(株)において2018・19年度発行計画発表 |
| ・2018・19年 | 寄附金付切手発行 |

【記念切手】

- | | |
|------------|-------------------------|
| ・2019年1月頃 | 関係省庁から日本郵便(株)に対する推薦 |
| ・2019年11月頃 | 日本郵便(株)において2020年度発行計画発表 |
| ・2020年 | 記念切手発行 |

寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための東京大会に係る特別措置法が成立。

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

39. 記念自動車ナンバープレートの発行

【概要】

- 大会エンブレムを使用した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートについて、平成29年10月頃に交付開始予定。

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた国民的機運の醸成、意識の高揚を図る観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様の図柄入りナンバープレートを期間限定（2020年までの間）で、希望する者に対し、全国において交付する。
- ・当該ナンバープレートの交付に合わせて寄付金を募集し、その収入を大会開催に向けて必要となる交通サービスの改善（バス・タクシーのバリアフリー化等）に充てる。

＜他国における過去の実施例＞



2010年バンクーバー五輪
(カナダ：ブリティッシュコロンビア州発行)



1996年アトランタ五輪
(アメリカ：ジョージア州発行)

● スケジュール

- ・図柄入りナンバープレート制度検討会での検討結果を盛り込んだ「図柄入りナンバープレート制度最終取りまとめ」を平成28年5月公表。
- ・具体的な図柄については、関係機関と調整の上、平成28年12月に応募要項を公表し、国民からデザインを公募。
- ・今後、デザイナー等の有識者で構成する選考委員会で審査を行い、視認性の確認、国民からの意見募集等を経て決定し、平成29年10月頃に交付開始予定。

● 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート（イメージ）

図柄入りナンバー（寄付金付き）



※図柄はイメージ

エンブレム付きナンバー



オリンピックエンブレムを使用した1枚とパラリンピックエンブレムを使用した1枚の2枚1組で交付

40. 知的財産保護の在り方検討

【概要】

○知的財産保護に係る国と組織委員会との打ち合わせを開催し、大会に関連する知的財産保護の在り方について意見交換を実施。不正競争防止法及び商標法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を引き続き実施。

○商標法に基づくオリンピック関連標章の保護

商標法第4条第1項第6号及び第4条第1項第11号により商標登録が認められない例

条文の説明	オリンピック関連標章の例
著名な国・地方公共団体の標章、公益事業に関する標章等と同一又は類似の商標は登録を受けることができない（6号）	「オリンピック」「OLYMPIC」 
同一又は類似する他人の商標が先に登録されている場合は登録を受けることができない（11号）	「TOKYO 2020」 登録番号：登録第5626678号 権利者：財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録  登録番号：国際登録第1128501号 権利者：IOC 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

41. 式典等大会運営への協力検討

【概要】

- 国旗掲揚、飛行展示（ブルーインパルス）や国歌演奏（音楽隊）など式典等大会運営への協力について検討を開始。

【具体的な取組（過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの）】

- 国旗掲揚
- 飛行展示（ブルーインパルス）：カラスモーク再開に向けた調査研究
- 国歌演奏：陸自中央音楽隊の特別儀じょう演奏服の検討 等

国旗掲揚



【写真：NHKオンライン】

飛行展示



【写真：毎日.jp】

国歌演奏



過去の支援実績

- 東京オリンピック（1964年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援（含ブルーインパルス飛行展示）
- 札幌オリンピック（1972年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援
- 長野オリンピック（1998年）： 奏楽、国旗等の掲揚、開会式支援（含ブルーインパルス飛行展示）

42. 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

【概要】

○大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、国内での人材確保に最大限努めることを基本として、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を平成27年4月から開始した。

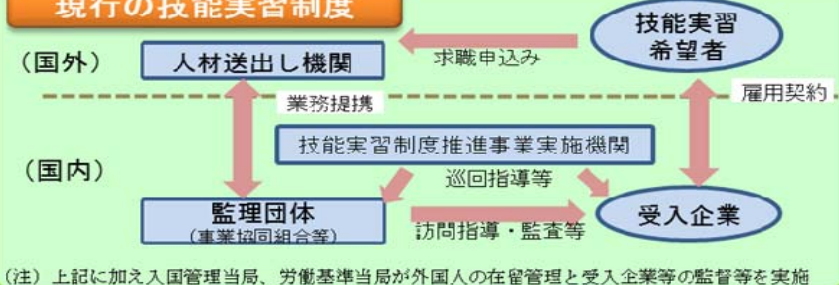
技能実習の流れ



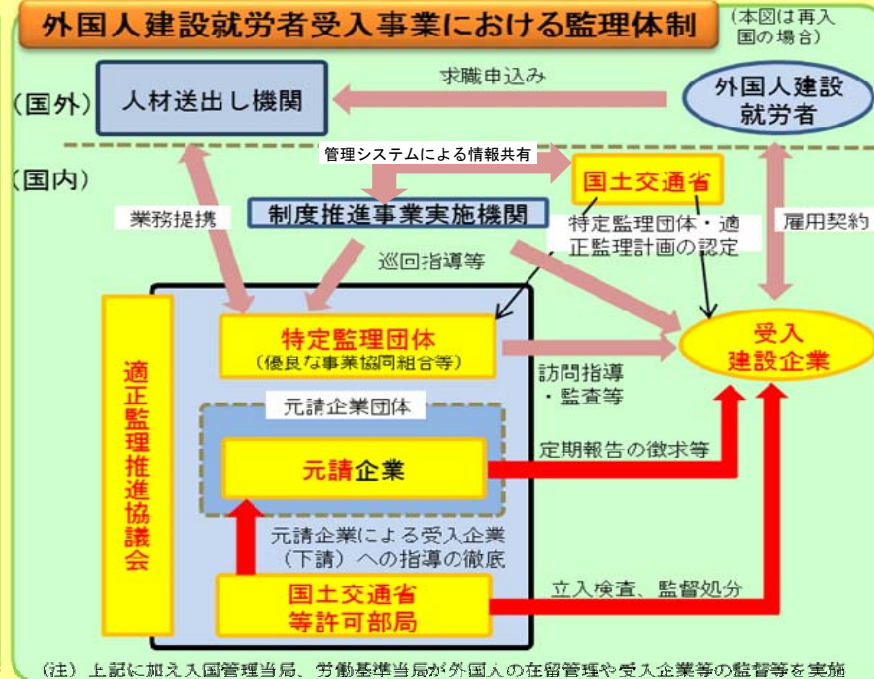
外国人建設就労者受入事業の流れ



現行の技能実習制度



外国人建設就労者受入事業における監理体制



43. 大会に向けた各種建設工事における安全確保

【概要】

- 新国立競技場等の大会施設の整備が安全かつ着実に実施されるよう、平成28年1月に、関係省庁、発注者、建設業団体、労働組合からなる協議会を設立。協議会においては、同年6月に、大会施設工事における安全衛生対策の基本方針を策定。
- 厚生労働省では、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施されるよう、工事従事者への安全衛生教育や施工業者への技術指導等の対策を強化。

<大会施設の安全かつ着実な整備>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会

内閣官房オリパラ事務局、文部科学省、国土交通省、東京都、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、（独）日本スポーツ振興センター、東京労働局、（独）労働者健康安全機構・労働安全衛生総合研究所、建設業労働災害防止協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会、建設労務安全研究会、日本労働組合総連合会、厚生労働省（事務局）

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」（平成28年6月策定）

国内外から注目される大会施設の建設工事を、大会の一つのレガシー（引き継がれていく有益な遺産）として、今後の快適で安全な建設工事のモデルとするべく、建設工事の発注・設計段階から安全衛生対策に取り組み、先進的な対策により建設工事の抜本的なリスク低減を図るとともに、女性や若者が安全に安心して、やりがいを持って働ける建設現場の構築を目指す。

<大会に向けた各種建設工事の安全確保>

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設や、首都圏を中心としたインフラ整備、再開発等の建設工事量が増大
- ・ 人手不足により、現場の作業に習熟した労働者、現場管理者の不足も懸念される中、更なる安全管理の徹底が必要

人の対策

新規入職者等への教育

- ・ 建設業に初めて就く方等を対象に安全衛生教育

現場

工事現場への技術指導

- ・ 安全を熟知した専門家が安全な作業方法等を助言・指導

人にやさしい 保護具

身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の普及



ハーネス型

腰ベルト型

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

44. 大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現

【概要】

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多様・多数の無線局運用並びに通信需要の激増が予想されている。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等を避けるため、電波伝搬状況調査並びに各無線システム間の周波数の共用検討を実施し、周波数の共同利用を促進する。

具体的な取組

【背景・課題】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、多様・多数の無線局の運用並びに通信需要の激増に伴い、大量の周波数確保が必要
- 特に、東京都内では多くの無線局が集中するため、周波数のひっ迫が避けられない状況であり、オリンピックに使用可能な周波数の確保が急務
- 都市部では伝搬環境が複雑なため、高度で複雑な検討が必要

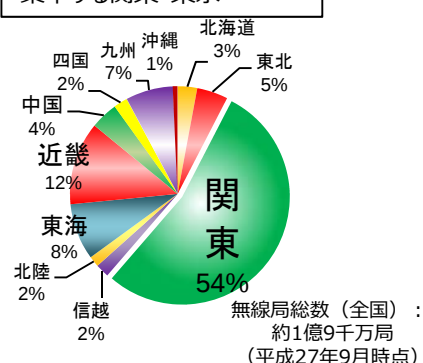
【実施内容】

- 競技、大会運営に使用する無線局や海外報道機関等が持ち込む無線局と既設無線局との周波数共用条件等に関する机上検討や技術試験、その結果の分析

オリンピックでは多様・多数の無線システムが使用



主な会場は多数の無線局が集中する関東・東京



無線局数が多く、使用可能な周波数がひっ迫
⇒使用可能な周波数を確保するためには、他の無線局と共存できる環境を追究することが必要

高層建築物により電波の伝搬環境が複雑
⇒共存環境を追究するためには、それぞれの無線システムの伝搬実態等を把握することが必要



東京では空き周波数が極めて少ない

2020年のオリンピック時に多様・多数の無線システムの収容を可能とするため、あらかじめ使用可能な周波数を検討し、全ての無線局が混信を受けず／与えずに運用できる環境を構築

【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

45. 被災地と連携した取組の検討

【概要】

- 大会組織委員会、岩手県、宮城県、福島県等と構成する「被災地復興支援連絡協議会」で、大会が復興の後押しとなるよう3県と連携した取組について平成26年（2014年）7月より検討を開始。同年6月には、大会組織委員会会長が3県を訪問し、各県知事と意見交換を実施。
- 平成27年（2015年）8月には、東京オリンピック・パラリンピック大臣が福島県を訪問し、県知事と意見交換を実施。同年9月末にIOCに提案する追加種目案を大会組織委員会が決定した際には、被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、東京オリンピック・パラリンピック大臣から大会組織委員会会長に対し要望。同年10月に宮城県石巻市、平成28年1月に岩手県釜石市で各市長と意見交換を実施。
- 平成28年（2016年）5月、9月には、被災自治体からの要望等も踏まえ、復興大臣が東京都を訪問し、都知事に被災地での競技開催、聖火リレー等を要請。
- 復興庁のHPに、「復興ポータルサイト」を開設。地元自治体や都、大会組織委員会等が実施主体となって3県を中心に実施される様々なイベント等について、一括して掲載し幅広く紹介するなど、大会組織委員会、東京都、内閣官房、復興庁等で連携した取組を実施。
- 大会組織委員会が中心になって検討を進める聖火リレー等の取組が円滑かつ効果的に行われるよう、積極的に参加し協力していく。

これまでの動き

- 平成23年12月「2020年オリンピック・パラリンピック招致に係る復興専門委員会」を設置（事務局：東京都、委員長：東京都スポーツ振興局長）
 - 日本での大会開催が東日本大震災被災地の復興に資すると想定される事項について検討するため、被災各県、スポーツ団体、東京都、招致委員会が一堂に会して意見を交換する場（平成24年12月6日、復興専門委員会報告 1 復興専門委員会についてより抜粋）
- 平成24年12月最終報告：「**スポーツの力で未来をつかむーオリンピック・パラリンピック開催を被災地復興の力にー**」
 - 被災地復興の後押しや世界へのアピールの観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い**実施すべき事業案を提言。「大会準備期間」「大会開催直前」「大会開催期間」「大会終了後」のそれぞれの段階に分け、計32事業（再掲含む）**を記載（東京都最終報告書ホームページより抜粋）。
- 平成28年1月及び6月及び12月 ホストタウンに岩手県1団体（盛岡市）、宮城県の2団体（仙台市、蔵王町）及び福島県の5団体（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、猪苗代町）を登録

被災3県と連携した推進体制

- 「被災地復興支援連絡協議会及び幹事会」（第1回）を開催（平成26年7月29日、事務局：組織委員会）岩手県、宮城県、福島県、東京都、組織委員会、復興庁、文部科学省、内閣オリパラ室等が参加
- 幹事会を開催（平成27年2月：第2回、7月：第3回、平成28年6月：第4回）



大会の開催が東日本大震災からの復興の後押しや世界に向けたアピールの原動力の一つとなるよう、岩手県、宮城県及び福島県と連携して取組を進めていく。

【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

46. ホストタウンの推進

【概要】

○2020年の大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げる。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」（抜粋）

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

（２）新たな有望成長市場の創出・拡大

① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

ホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進（中略）など大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を政府一丸となって進める。

ホストタウンの推進

- 平成26年7月より「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議」*を開催。
- 平成27年9月に第2回連絡会議を開催し、「ホストタウン推進要綱」を決定、全国の自治体に通知。
- 平成27年11月から第一次登録の申請の受付を開始し、平成28年1月に第3回連絡会議を開催、第一次登録として44件を公表。同年6月には第二次登録として47件を、12月には第三次登録として47件を公表（計138件）。
- 平成29年度以降についても年に複数回の登録を実施する予定。

【ホストタウンの活動状況例】



焼津市が中部日本ジュニアレスリング大会でモンゴル小学生レスリング選手団を受入。
※写真は焼津市から提供

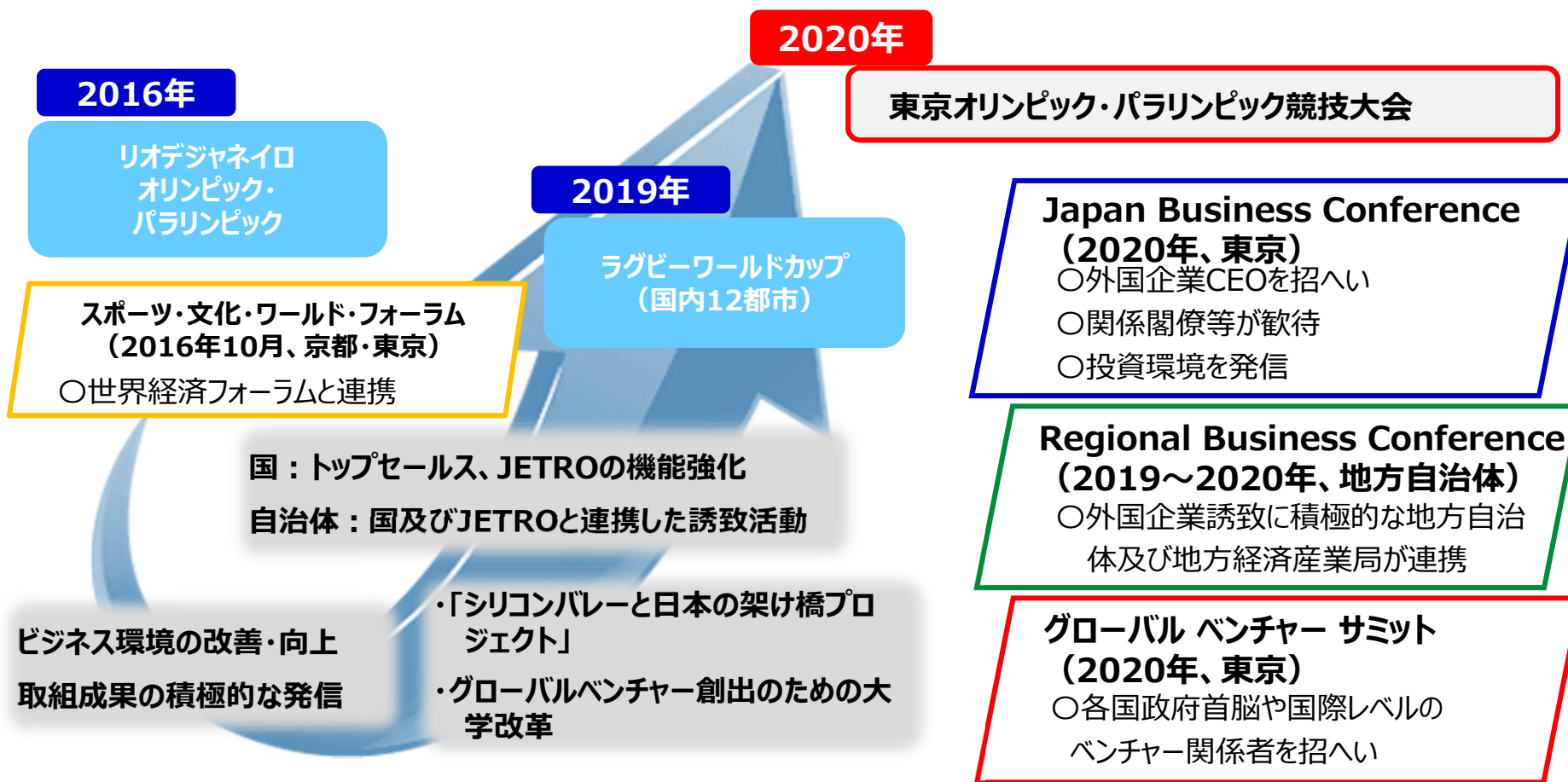
* 平成26年7月当時は「ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」

【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

47. 対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信

【概要】

○我が国に対する国際的な注目度が高まる2020年に向けて、成長戦略に盛り込まれた施策推進を通じたビジネス環境等改善・向上の成果を積極的に発信する。



【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

48. 東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大

【概要】

- 東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」に国が参画し、大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくための取組を開始。同協議会は、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトを構築（平成28年4月から本格稼働）。
- 今後は、都をはじめとする協議会や経済団体等と連携し、中小企業のビジネス機会の拡大に向けた検討、取組を進めていく。

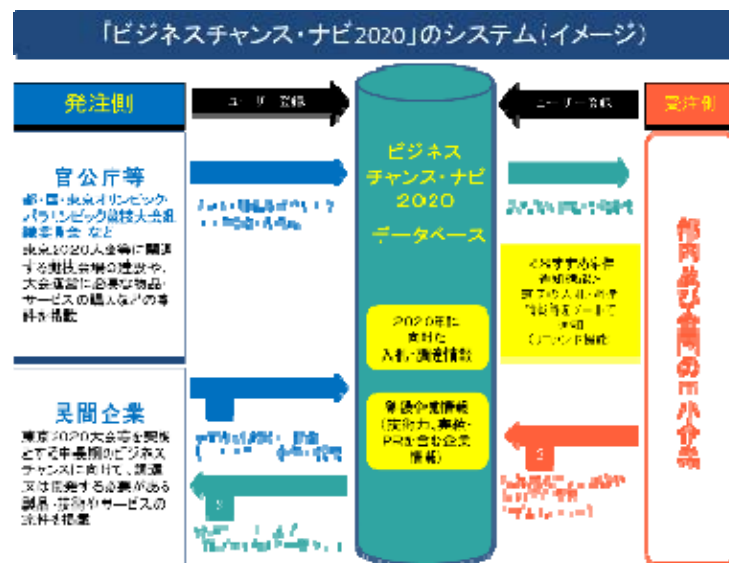
中小企業世界発信プロジェクト推進協議会メンバー

委員：東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局、中小企業庁、東京都産業労働局、公益財団法人東京都中小企業振興公社

平成27年12月より推進協議会に参画

中小企業世界発信プロジェクト

1. 中小企業の受注機会の拡大（ポータルサイトの構築）



2. 新製品・サービスの開発促進・販路開拓支援

- ①「ビジネスフロンティア・フェア」の実施
 - ・中小企業向けの展示会の実施
 - ・中小企業が新たに開発した創意あふれる製品やサービスを展示
- ②「マーケットサポート」の実施
 - ・ビジネスナビゲーター（商社・大手メーカーOB）による新たな企業とのマッチング・販路開拓をサポート
- ③「世界発信コンペティション」の実施
 - ・「製品・技術（ベンチャー技術）部門」「サービス部門」の2分野でコンペを実施
 - ・表彰製品等の開発・販売等奨励金を交付



【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

49. 社会全体のICT化の推進

【概要】

○大会以降の我が国の持続的成長も見据えつつ、訪日する外国人旅行者の利便性の向上にも資する新たなイノベーションを世界に発信するため、スマートフォンや交通系ICカード、クラウド技術等を活用し、無料公衆無線LAN環境、多言語対応、4K・8Kや属性に応じた情報提供を可能とするデジタルサイネージの推進、放送コンテンツの海外展開、情報共有や人材育成を通じた世界に先駆けたサイバーセキュリティ基盤の構築等の施策について、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」において検討。平成27年7月に「アクションプラン（第一版）」をとりまとめ、引き続き、当該プランの実現に向けた検討、取組を推進。

「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」

1. 検討項目

(1) 2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン

① 実現を図るべき事項

(都市サービスの高度化 (IoTおもてなしクラウド)、高度な映像配信サービス、無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応の実現、4K・8Kの推進、デジタルサイネージの機能拡大、放送コンテンツの海外展開、世界一安全なサイバー空間の実現等)

② 目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

2. スケジュール

平成27年7月にとりまとめた「2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン（第1版）」の実現に向けて、引き続き検討、取組を推進

2020年に向けた社会全体のICT化 アクションプラン 概要



【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

50. 大会における最新の科学技術活用具体化

【概要】

○ 内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）の下に有識者による「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」を開催し、2020年に日本から世界に科学技術イノベーションの成果発信する9つのプロジェクトをとりまとめた。平成27（2015）年度に官民一体となって取組を具体化した「事業計画」を取りまとめ、計画を踏まえて実施中。

Innovation for Everyone 2020

～ すべての人が主役になれる社会づくりへ～

スマートホスピタリティ

海外からの来訪者に、移動や会話に伴うストレスのない、やさしい誘導を



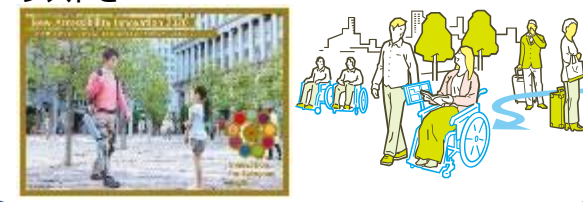
感染症サーベイランス強化

感染症の発生をすばやく察知・公開し、健康的な暮らしを守る



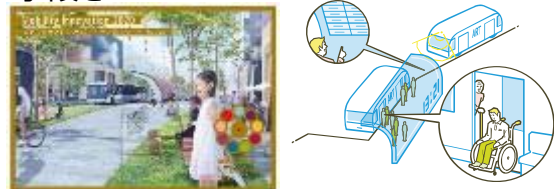
社会参加アシストシステム

障害者・高齢者が普通に社会参加するアシストを



次世代都市交通システム

すべての人に優しく、使いやすい移動手段を



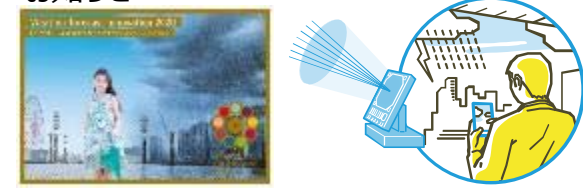
水素エネルギーシステム

水しか排出しない最新エネルギーで、移動・暮らしに次のクリーンを



ゲリラ豪雨・竜巻事前予測

ゲリラ豪雨が降りだす前に、人々へお知らせ



移動最適化システム

ビッグデータでヒトの流れをスムーズにし、安全で快適なおもてなしを



新・臨場体験映像システム

臨場感あふれる映像技術が生み出す「ワクワク」を、世界中の人と一緒に



ジャパンフラワープロジェクト

最先端技術を活用し、夏でも多くの国産の花で街に彩りを



51. 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム

【概要】

- 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム（ART）の実用化に関しては、車いすや高齢者の方々も乗り降りしやすいよう、バス停に正確に横付けする正着制御技術、新幹線並みのスムーズな加減速技術などでアクセシビリティの向上を図るとともに公共車両を優先する信号制御システムなどの各技術も統合することで安定した定時運行の実現に向けた検討を進めている。
- 平成28年4月には、ARTに係る技術の開発と実証に向け、内閣府や東京都、関係企業の間で今後の協力に関する覚書を締結しており、引き続きこれら関係者間で連携しつつ、平成29年秋から行う予定の実証実験についての具体的な計画を検討しているところである。

平成28年3月
試作車等を用いた
技術検証実験



実験風景
(茨城県つくば市
産総研テストコース)

バスドライバーの運転を補助し、
常に正確で、安全、快適な運行
を目指す。

滑らかな交通流動の実現
(公共車両優先システム (PTPS*) 等)

* Public
Transportation
Priority Systems

車いす利用者
等もスムーズに
乗降可能な隙
間と段差の実
現 (正着制御
技術)

平成28年4月22日
東京都等と覚書締結
(協力内容)

その他のART技術
等の実現

加速度の最
適制御によ
る安全性、
快適性の向
上 (加 速
度 最 適 制
御技術)

52. 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

【概要】

○あらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者や障害者、外国人も含めた多様な者が、ストレスフリーな生活の実現に必要な幅広いサービスを楽しむシーンを作り上げ、ショーケース化を推進。フィールド構築や技術開発・実証を行うためのワーキンググループを順次設置し、技術開発・実証における課題や必要な規制・制度改革の明確化など社会実装に向けた検討を進めている。

ユニバーサル未来社会体験プロジェクト

【実施場所の具体例】 台場及び青海地域（想定）等

日本科学未来館等があり、五輪会場に近接する台場及び青海地域並びに千葉市幕張新都心を中核として、パーソナルモビリティ、超臨場感映像技術、デジタルサイネージ、多言語翻訳、案内ロボット等の先端ロボット技術の体験フィールドを構築する。



illustrated by TENJIN
お台場の実施イメージ※



提供：千葉市
幕張新都心の実施イメージ※

※公道及び関係施設については、東京都及び千葉市をはじめ今後調整

連携する
地方自治体

愛知県
茨城県
神奈川県
埼玉県
いわき市
渋谷区
千葉市
つくば市
名古屋市
藤沢市

ユニバーサル未来社会を実現するための技術例



案内ロボット

お出迎え・施設内の案内誘導

サポートニーズのヒアリング

サポートニーズに応じた各種手配

誰もが会話で困らない



多言語翻訳

自動運転や移動支援



パーソナルモビリティ

荷物運搬や高齢者・障害者へのアシスト技術



アシストスーツ

4K・8K映像等による最先端映像技術



デジタルサイネージ
超臨場感映像

【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

53-a. 高精度衛星測位技術を活用した新サービス（観光サービス）

【概要】

○宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用し、最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT等の関連政策と連携した先導的な社会実証実験を平成31年度に行うべく検討を行う。

≪事例1：サブメーター級測位補強技術を活用した新たな観光サービス≫

- 近年、特定の地域を舞台にしたアニメが多数存在（“箱根町×エヴァンゲリオン”“金沢市×花咲くいろは”等）し、アニメを活用した聖地巡礼が脚光を浴びている。
- 準天頂衛星のサブメーター級測位補強やAR（拡張現実）等を活用し、ある特定の場所に行くときある特定のアニメキャラクターに出会え、写真撮像や特定のグッズ等が手に入るなどの仕掛けづくりを展開することが可能。
- 地域側としても、本来は観光客に見てほしいスポットにアニメキャラクター等をAR等で配置することで地域の新しい発見につながる仕組みになる。東京五輪時には、東京近郊集う外国訪日客を地域に展開させるフックとして機能。



(C) カラー
(出典) http://internet.watch.impress.co.jp/docs/column/chizu/20150312_692344.html

http://qzss.go.jp/events/jtb_150803.html

【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

53-b. 高精度衛星測位技術を活用した新サービス（スポーツ・健康サービス）

【概要】

○宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用し、最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT等の関連政策と連携した先導的な社会実証実験を平成31年度に行うべく検討を行う。

《事例２：高精度測位による新たなスポーツ産業の創出》

- 準天頂衛星を活用してマラソンランナーの走行軌跡を測位し、コーチング（ペース配分、コース戦略等）をマラソン後、あるいはマラソン中にもリアルタイムに提供する。
- ラグビーは、既にGPS受信機器搭載したウェアを着用し、練習中・試合中のトラッキング解析を行っている。準天頂衛星を活用し、分析精度向上と他の競技への展開が進められている。
- 普段のランニング／ウォーキング量（速度と距離）を正確に測位し、運動量と健康との関係を明らかにすることで、健康になるための運動を促すサービスも展開可能であり、東京五輪を契機に健康志向が高まってきている日本国民が高付加価値サービスを楽しむことが可能となる。



●神戸マラソン実証実験（平成27年11月15日）



ランニング速度と距離を重視したペースコントロール トレーニングアプリ“MY ASICS”

●アプリ例

54. 義肢装具等の先端技術の発信

【概要】

- 国際義肢装具協会世界大会※が、平成31年（2019年）に同協会日本支部主催により神戸市で開催される。これに際し、①介護リハビリロボットの見本市、②プレパラリンピックPRイベント、③WHOとの共同イベントといったイベントが開催され、日本の技術力等の情報が発信される予定であり、政府としても協力・支援を予定。

※ 本世界大会は、義肢装具・リハビリ工学における「日本の今の実力」を世界に示す絶好の機会であり、更なる国際社会との協同および国際貢献に向けてのステップアップや、義肢・装具業界や周辺業界のスキルアップ、底上げにもつながるもの。

国際義肢装具協会日本支部により開催が予定されている イベント（政府として協力・支援を予定）

- 介護リハビリロボット見本市
日本の介護ロボット機器等の展示を実施。日本の介護ロボット関連企業と世界各国が商談できる場も提供予定。
- プレパラリンピックPRイベント
義肢メーカーの協力により、世界大会期間中に国内外からパラリンピックの有名選手を招待する、各国からの大会参加者や一般市民向けのPRイベント。
- WHOとの共同イベント
WHO神戸センターとの共同により、超高齢化問題や障害克服に関するフォーラム、専門家によるカンファレンスを予定。

国際義肢装具協会（ISPO）とは：

- 非政府組織（NGO）として1970年に設立。世界の義肢装具関連専門職の教育と訓練の標準化に責任を持つ機関。
- WHOと共同で「発展途上国における義肢装具分野専門職養成・訓練に関するガイドライン」を制定。
- 義肢・装具・リハビリ工学とその関連領域における多職種により成る。世界59カ国に支部があり、世界100カ国以上に3000名以上の会員を持つ。

ISPO世界大会

- 1974年より、「義肢装具に関する学際的な技術並びに教育を普及、振興すること」を目的に、3年に1度開催（2013年以降は隔年開催）。2017年は南アフリカ・ケープタウンで開催。

55. 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進

【概要】

- 2017年4月より、東京2020大会で使用するメダルについて、使用済み小型家電リサイクル由来の金属から製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」がスタート。
- 国民の参加方法は、小型家電リサイクルを通じたプロジェクト参加自治体等による回収と、NTTドコモ社による回収の2通り。プロジェクトは2019年春頃までを予定しており、プロジェクト終了後も、通常の小型家電リサイクルとして運用が可能。



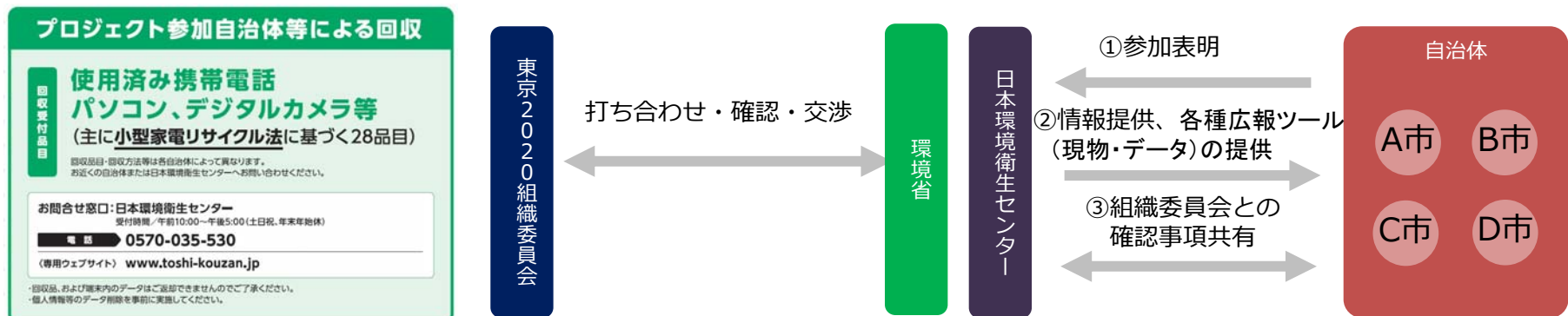
※メダルは東京2020組織委員会が制作します。

■ オリンピック史上初の試み

国民が参画し、メダル製作を目的に小型家電等の回収を行い、集まったものから抽出された金属でメダルの製作を行うプロジェクトは、オリンピック・パラリンピック史上、東京2020大会が初。

■ 使用済み小型家電のリサイクルを通じて、東京2020大会に参画できるプログラム。

ご家庭で不要になった携帯電話・パソコン・デジカメ等、小型家電リサイクル法の全品目が対象。国民は、使用済み小型家電を、メダルプロジェクト用の回収方法へ排出することで、東京2020大会に参画できる国民参画形式のプロジェクト。回収・処理等については、小型家電リサイクル法のスキームを通じて実施。



56. 「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興

【概要】

- 平成28年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人とする等の目標を設定。
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム2016」に基づき、オリンピック・パラリンピック後も見据えた訪日プロモーション等を実施。

○オリンピック・パラリンピック後も見据えた訪日プロモーションの戦略的高度化

- ・滞在期間の長い欧米豪市場を中心に新たな需要を掘り起こすため、質の高い訪日観光のブランドイメージを確立
- ・欧米豪を中心とした富裕層市場の開拓
- ・ラグビーワールドカップ2019開催の機会を活用した情報発信等

○オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

- ・無料公衆無線LAN環境整備
- ・多言語対応の改善・強化
- ・決済環境の改善
- ・通訳案内士、ボランティアガイドの活用
- ・外国人旅行者の災害対応
- ・宿泊施設の供給確保及び情報提供 等

○全国各地での文化プログラムの開催

文化プログラムの機会を活用し、日本文化等の魅力を発信 等
(例) 世界に誇るべき有形・無形の文化財や、季節感一杯の祭り・花火、地域の伝統芸能、食

○オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及

- ・スポーツ振興を通じた国内外からの誘客
- ・地方への旅行の促進（広域観光周遊ルート 等）
- ・ホストタウンの推進
- ・全国の農山漁村での農泊の推進 等



メディアに向けての情報発信
(JAPAN On-line MEDIA CENTER)

57. 水辺環境の改善

【概要】

○水辺環境の改善のため、東京都と連携した競技会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組の一体的な推進について、平成27年度より検討を開始し、河川占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保によるまちづくりと一体となった水辺環境の改善等を支援。



快適でにぎわいのある水辺空間の創出



秋葉原・天王洲・羽田空港舟運社会実験（万世橋船着場・秋葉原）

舟運の活性化



【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

58. 文化を通じた機運醸成

【概要】

○我が国の地域色豊かで多様性に富む文化を通じて、国民一人一人が大会に幅広く関わりを持ち、参加するなど、日本全国での大会機運の醸成のため、関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする関係府省庁等連絡会議を平成27年11月に設置。「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年（2015年）11月閣議決定）推進の重点分野として文化を通じた機運醸成に資する試行プロジェクト実施し、その効果検証を行う。また、2020年以降を見据えたレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認定し、関係機関が一体となって推進する。

関係府省庁等連絡・連携会議

関係府省庁、政府関係機関、自治体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連携。関係府省庁等連絡・連携会議の下に、2020年に向けた文化プログラムを構成する事業の実施についての関係機関相互の調整を目的として、事業実施推進プロジェクトチームを設置。

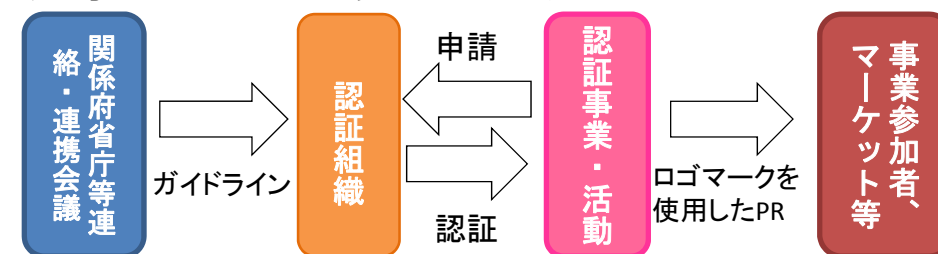
beyond 2020 プログラムの推進

2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化に関する取組を「beyond2020プログラム」として認定し、ロゴマークを付与し、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開する。

試行プロジェクト（オリパラ基本方針推進調査）

大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素を含む文化イベント等について、試行プロジェクトを実施することにより、その効果と課題を分析する。

◆beyond2020プログラム認証の流れ



◆beyond2020プログラムロゴマーク



【デザインコンセプト】

- ロゴマークのデザインは、「いいね」や「グッド」などの賛同のジェスチャーをモチーフ。
- 日本の文化を共に継承し広げていきたい、との願いを込めて、2020年を新たな発展へのステップとしてシンボライズした。

【大会を通じた新しい日本の創造】（2）日本文化の魅力の発信

59-a. 文化プログラムの推進

【概要】

○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針：平成27年5月閣議決定）に、リオ大会の終了後に、オリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることを明記。平成28年10月、機運醸成のためのキックオフイベントとして文部科学省等の主催により、東京および京都において「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を開催。あわせて、在外公館による文化事業や、平成26年度より取組みを開始しているアジア向け「文化のWAプロジェクト」等の、国際交流基金による各種文化交流事業を推進。

文化プログラムの推進に向けた検討体制

○政府における文化プログラムの推進について、全国的な展開も踏まえ、関係府省庁等が連携した取組に向け、検討を開始。

各種文化交流事業の実施（外務省・国際交流基金）

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」をはじめとする、各種の文化交流事業を展開。



平成27年11月に東京で開催された東南アジアと日本のダンサーによる共同制作公演（ダンス・ダンス・アジア）

©Tadamasa Iguchi / DANCE DANCE ASIA

「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」

- ①双方向の芸術文化交流事業
文化芸術、スポーツ、学術、市民交流の幅広い分野での双方向交流
- ②アジア諸国における日本語学習支援事業
“日本語パートナーズ”を2020年までに3000人以上を派遣。

この他、各国の日本語教育の基盤整備、舞台芸術・美術・映像等を通じた日本文化紹介事業、知識人の招へいや知的交流会議などを実施・支援。

関係省庁や地方公共団体等との連携による展開（文部科学省）

「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」において、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを醸成する文化プログラムを実施するとともに、2020年に向けて関係省庁や地方自治体が一丸となり、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となって取り組んでいくことを宣言（2020年を見据えた文化による国づくりを目指して（通称：京都宣言））。



「京都宣言発表の様子」

左より、京都府知事、内閣府知財産事務局長、文化庁長官、義家文部科学副大臣、内閣官房オリパラ事務局長、オリパラ組織委員会副事務総長、京都市長



「文化会議分科会「文化芸術資源で未来をつくる」@京都」クロージング

シンポジウムのほか、アールブリュットの展示、車いすダンスの公演、小学生とアイドルグループの合唱を実施。

【大会を通じた新しい日本の創造】 （２）日本文化の魅力の発信

59-b①. 文化プログラムの推進

【概要】

- 障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能を活かして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進。

障害者の芸術活動を支援するための取組例

- 「２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」の開催
（厚生労働省と文化庁において、平成２７年６月３０日、１２月９日、平成２８年１１月９日に共同で開催）
〔事業内容等〕
２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う。
- 障害者芸術文化活動普及支援事業
〔事業内容等〕
「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成２６～２８年度実施）で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図る。
〔平成２９年度予算〕 ２０２,６７０千円
〔実施主体〕 社会福祉法人、NPO法人、美術館等 （実施団体は、都道府県の推薦を受けた上で、公募により選定）
- 障害者芸術・文化祭の開催
〔事業内容等〕
平成１３年度から、障害者芸術・文化祭として、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として実施。
※ 平成２９年度開催県である奈良県は、国民文化祭と同一開催を予定。
〔平成２９年度予算〕 ４５,０００千円
〔開催県〕 奈良県（平成２９年９月１日～１１月３０日予定）

59-b②. 文化プログラムの推進

○ 地域生活支援促進事業（障害者芸術・文化祭のサテライト開催）

〔事業内容等〕

従来の文化芸術活動振興事業に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、平成29年度に奈良県で実施する障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の障害者の芸術・文化祭を実施。

〔平成29年度予算〕 地域生活支援促進事業 34億円の内数（補助率：国 1 / 2）

〔実施主体〕 都道府県

○ 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業

〔事業内容等〕

地方公共団体が地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など）を活用し、芸術団体や大学及び産業界等と連携して実施する持続的な地域経済の活性化や共生社会の実現等につながる先進的な取組等を支援 等

〔平成29年度予算〕 29.6億円の内数

〔実施主体〕 地方公共団体

○ 戦略的芸術文化創造推進事業

〔事業内容等〕

芸術文化振興上の課題解決のため推進することが必要な芸術文化活動や基盤となる取組を実施するほか、障害者の優れた芸術活動の調査研究や海外への発信等を実施。

〔平成29年度予算〕 7.0億円の内数

〔実施主体〕 国

○ 文化芸術による子供の育成事業

〔事業内容等〕

子供たちに対し、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を義務教育期間中に2回以上提供等を実施。

〔平成29年度予算〕 52.2億円の内数

〔実施主体〕 国

○ 日本映画製作支援事業・アニメーション映画製作支援事業

〔事業内容等〕

障害者支援として、バリアフリー映画字幕制作支援及び音声ガイドの制作支援を実施。

〔平成29年度予算〕 0.7億円の内数

〔実施主体〕 映画制作団体等 など

【大会を通じた新しい日本の創造】（2）日本文化の魅力の発信

60-a. クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】

○クールジャパンの効果的なPRとして、日本の魅力を海外に向け、外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者同士の連携強化のためのネットワーク構築等に着手。大会に併せたクールジャパンの効果的な発信の在り方の検討の一環として、対象となりうるイベントの特定に向けた検討作業を開始。あわせて、平成27年度において更なるクールジャパン資源の発掘に取り組む。

- 従来、以下の例をはじめとする各種のクリエイティブ関連イベントを実施。こうした取り組みをはじめ、各種のイベントを一体的に実施することで、日本の魅力を効果的に発信。

ファッション分野

Amazon Fashion Week TOKYO
amazon

デザイン分野



コンテンツ分野



【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

60-b. クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】

- 平成27年1月より、官民メンバー参加の下、2020年までの期間とその後を見据えて、「クールジャパン戦略推進会議」を開催し、同年6月、日本の魅力の効果的な発信を更に進めるため「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」を策定。
- イニシアティブに基づき、「クールジャパン拠点構築検討会」及び「クールジャパン人材育成検討会」を設置し、テーマ別の検討を実施。

クールジャパン戦略深化のための5つの視点

1. 様々な取組に横串を刺し、デザイン視点での編集によって魅力を高める。
2. 官民の活動を俯瞰し、相互に連携させる。
3. 世界中から日本に人材を引きつける「人材ハブ」を構築する。
4. 日本の魅力を外国人目線で再編集し、外国人と協働して発信・展開する。
5. 地方の魅力を、海外で受け容れられるようにプロデュースする。

クールジャパン戦略深化のための 民間と政府の取組

民間の4つの取組モデル-プロジェクトアイデア-

政府の支援も活用しつつ、民間において以下のプロジェクトが具体化されることを期待

- デザイン分野** 海外のデザイン人材を取り込むため、「デザインラボ/スクール」を設立する。
- コンテンツ分野** 音楽業界一体となった海外進出を後押しする「エーエージェント組織」及びコンテンツ利活用の拠点を設立する。
- 食分野** 「食の大学院」や「重点都市拠点」等の設立を通じ、日本食の魅力を発信するシステムを構築する。
- 地方・観光分野** 地方の魅力の発掘・磨き上げを行う「ローカル・クールジャパン・プロデュース事業」体制を設立する。

政府の5つの横断的取組 -アクションプラン-

1. 官民連携プロジェクトを組成するため、「官民連携プラットフォーム」を創設する。
2. 各分野の人材・情報の集積・発信拠点の構築を目指す民間の取組を、政府が連携して支援する。
3. 日本ファンの外国人などをアンバサダーとしてネットワーク化する。
4. ジェトロ等や地方自治体と連携し、地方におけるクールジャパン相談窓口を整備する。
5. 地域プロデューサーをリスト化し、地方に情報提供する。

※上記を含め、「情報発信」、「海外展開」、「インバウンド振興」、「地方の魅力の発掘・発信」に係る合計32の取組を実施。

【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

61-a. 和食・和の文化の発信強化

【概要】

○選手村等における日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信等の取組を進めていくにあたり、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を平成28年5月に設置し、政府と関係機関の連携体制を整備したところ。今後、同連絡会議での議論・情報共有を通じ、選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、日本食・食文化の発信のための課題や方策等を検討していく予定。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議

議 長 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
議長代理 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
副 議 長 農林水産省食料産業局長
構 成 員 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
消費者庁審議官
復興庁統括官
文化庁次長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官
林野庁長官
水産庁長官
経済産業省商務情報政策局長
東京都オリンピック・パラリンピック準備局長
東京都産業労働局長
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長

検討テーマ ①大会関係施設で提供される食事における国産食材の活用
②大会関係施設における日本食・食文化の発信
③大会関係施設外における日本食・食文化の発信

【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

61-b. 和食・和の文化の発信強化

【概要】

- 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を通じ、選手村等における日本食の提供や国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等の取組等を推進。
- 施設等への木材利用の促進を図るため、国、東京都、組織委員会で構成する木材利用等に関するワーキングチームを平成27年10月、平成28年2月、7月に開催。

我が国の農林水産物・食文化による「おもてなし」

食文化で

○ 和食文化で日本の文化を味わってもらう

- ・平成25年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化の魅力を最大限に発信
- ・選手村等における国産農林水産物の提供
- ・選手村等における日本食メニューの提供
- ・国産・地域食材を積極的に使用している飲食店の紹介
- ・飲食店における多言語表記の推進



和の空間で

○ 木づかいで東北の復興と日本らしさを発信

- ・木材利用で環境に配慮した大会運営を印象づけ
- ・大会施設や選手村等の木造化、内装木質化
- ・木製表彰台、木製家具の整備等
- ・CLT（直交集成板）等先端的な木材製品技術の活用



CLTを活用した建築物



○ 国産畳等の活用で日本らしい大会を演出

- ・日本文化を体感できる「和の空間」の設置
- ・茶道、華道等の体験等も実施
- ・入場先導、メダル授与補助等で和装（純国産絹製品の着物着用）の活用



農山漁村で

○ 農山漁村に宿泊し、日本ならではの伝統的な生活体験や人々との交流を楽しんでもらう

- ・インバウンド需要を農山漁村に呼び込む農泊をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築
- ・農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げ
- ・関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションの強化



花で

○ 世界最高水準の日本の花で日本らしさを演出

- ・主要都市の空港・駅・公共施設におもてなしの花を設置
- ・マラソンの沿道、表彰台（ビクトリーブーケ）、選手村の食堂等を花で演出



地球に優しく

○ 「もったいない」精神で環境五輪を印象づけ

- ・食品ロスを削減する「もったいない」運動の展開
- ・選手村の食堂等の食器等に低炭素な製品を活用

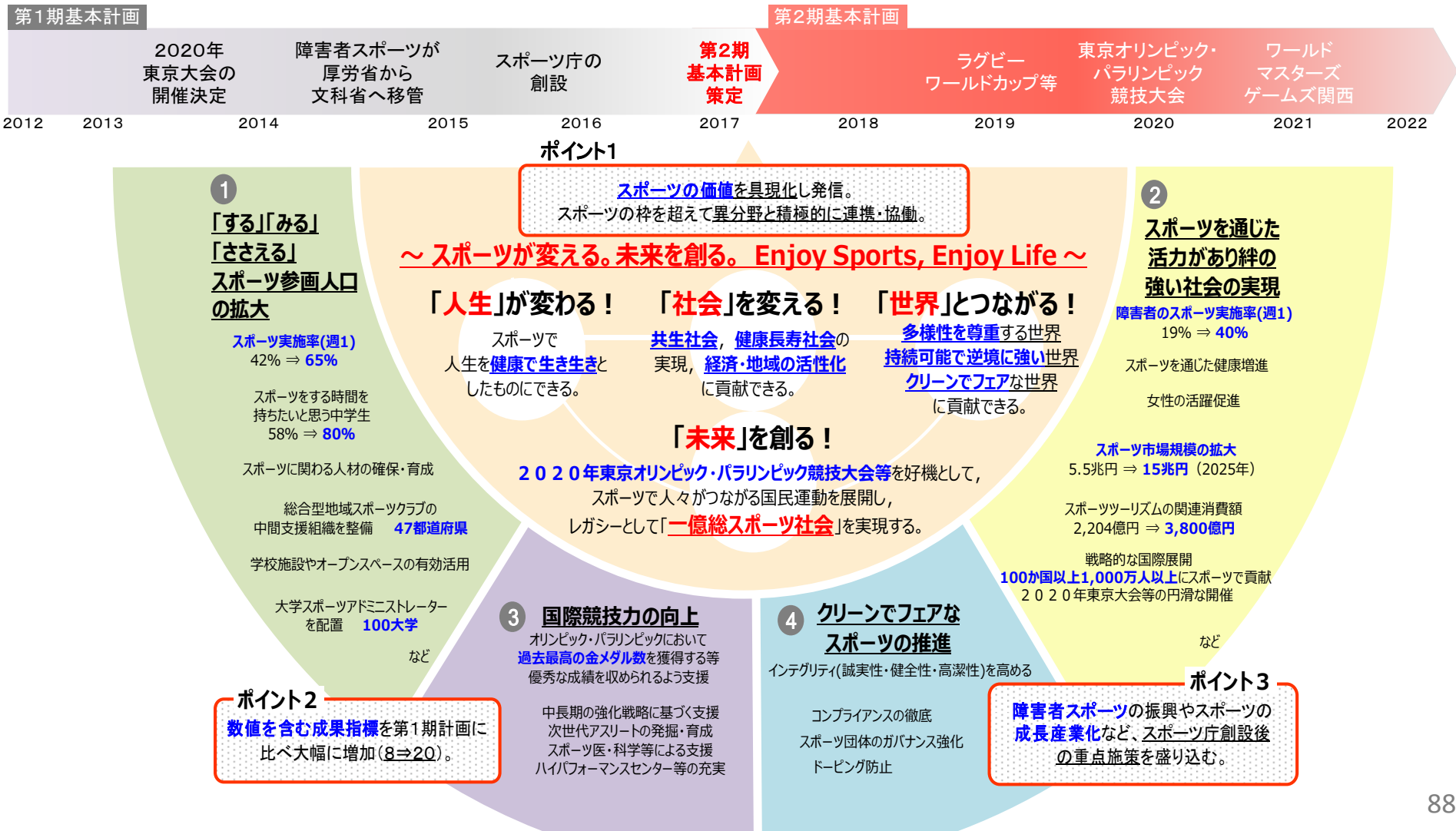


【大会を通じた新しい日本の創造】（3）スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

62. スポーツ基本計画の策定

【概要】

スポーツ基本法の規定に基づき、平成29年3月、第2期「スポーツ基本計画」を策定。第2期計画は、平成29年度から平成33年度までの5年計画であり、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、（1）スポーツで「人生」が変わる！（2）スポーツで「社会」を変える！（3）スポーツで「世界」とつながる！（4）スポーツで「未来」を創る！を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしている。



【大会を通じた新しい日本の創造】 （３）スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

63-a. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参加人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【概要】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週 1 回以上が 65%程度、週 3 回以上が30%程度となることを目指す。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

（１）スポーツ参画人口の拡大

○若年期から高齢期まで

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

ー国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

○学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による

運動習慣の確立と体力の向上

ー学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。

○ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の

向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人への はたらきかけ

ー官民連携による分野横断的な新たなアプローチにより、ビジネスパーソン、女性、障害者や、これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルを提案し、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目指す。

（２）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

○スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

ースポーツに関わる人材の全体像を把握しつつ、アスリートのキャリア形成支援や指導者、専門スタッフ、審判員、経営人材などスポーツ活動を支える人材の育成を図ることにより、スポーツ参画人口の拡大に向けた環境を整備する。

○総合型地域スポーツクラブの質的充実

ー住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。

○スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

ー既存施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外でのスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指す。

○大学スポーツの振興

ー我が国の大学が持つスポーツ資源を人材輩出、経済活性化、地域貢献等に十分活用するとともに、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指す。

63-b. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【概要】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化に取り組む。

スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

（１）スポーツを通じた共生社会等の実現

○障害者スポーツの振興等

－障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり（心のバリアフリー）、共生社会が実現されることを目指す。

○スポーツを通じた健康増進

－地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。

○スポーツを通じた女性の活躍促進

－女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。

（２）スポーツを通じた経済・地域の活性化

○スポーツの成長産業化

－スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模5.5兆円を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

○スポーツを通じた地域活性化

－スポーツツーリズムの活性化とスポーツによるまちづくり・地域活性化の推進主体である地域スポーツコミッションの設立を促進し、スポーツ目的の訪日外国人旅行者を250万人程度、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円程度、地域スポーツコミッションの設置数を170に拡大することを目指す。

【大会を通じた新しい日本の創造】 （3）スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

63-c. 障害者スポーツの普及促進

【概要】

○障害者のスポーツ実施率（成人週1回以上:19.2%）等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなど、そのノウハウについて実践研究を実施。

➤ 障害者スポーツについて、平成26年度よりスポーツ振興の観点が強いものを厚生労働省から文部科学省に移管し、取組を強化して実施

障害者スポーツの普及・促進施策

○ 実践・調査研究事業

- ・障害者のスポーツ環境の把握（図1）
- ・地域における障害者スポーツ普及ノウハウの蓄積（図2）
→スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促進 等

○ 日本障がい者スポーツ協会補助（厚生労働省から移管）

- ・障害者スポーツの裾野を広げる取組
→指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等
※このほか、パラリンピック等世界大会への派遣、選手の育成強化を実施。

○ 全国障害者スポーツ大会開催事業（厚生労働省から移管）

→平成29年10月、愛媛県で第17回全国障害者スポーツ大会を開催予定。

障害者のスポーツ環境（図1）

週1回以上の
スポーツ実施率(成人)
19.2%

全都道府県・政令市（67）のうち、スポーツ担当部署で障害者スポーツを所管しているのは、**東京都、佐賀県、鳥取県、福島県、神奈川県、滋賀県、福岡県のみ**

障害者スポーツ専用、または障害者が優先的に利用できるスポーツ施設は**114施設**

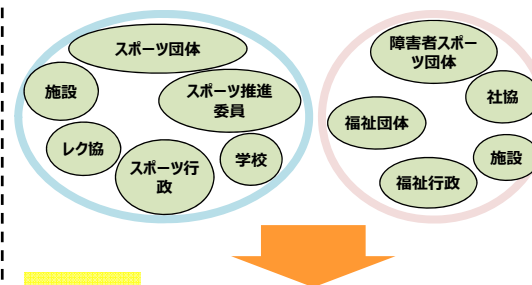
一般の体育・スポーツ施設は約**22万施設**

障害者スポーツ指導員は約**23,000人**。週1回以上の定期的な活動者は約**1割**。

日体協公認スポーツ指導者は約**46万人**

障害者スポーツ振興体制の構築（図2）

これまで スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、**各々でスポーツ活動を実施**



これから

スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各地域で連携・協働体制を構築し、**障害の有無に関わらずスポーツの振興を一体的に**図る。共生社会の実現にも寄与。



64. 受動喫煙防止対策の推進

【概要】

○ 近年の全てのオリンピック・パラリンピック開催地では、罰則付きの受動喫煙防止対策が講じられている。平成27年6月、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から厚生労働大臣に対して、厚生労働省と内閣官房オリパラ事務局が協力して、2020年に向けた受動喫煙防止対策に取り組むよう要請を実施。平成28年1月に受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ検討を開始し、受動喫煙対策を徹底するため、法案提出に向けた準備を進めている。

受動喫煙防止対策強化検討チームについて

設置趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に設置。

* 庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省において処理。

構成員

座長	内閣官房副長官（事務）
副座長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長 内閣官房副長官補（内政担当） 厚生労働事務次官
構成員	内閣官房、財務省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 の局長級
オブザーバー	東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の局長級

* 厚生労働省健康局健康課長を座長、関係行政機関の課長級を構成員としたワーキンググループを設置。

開催状況

第1回 平成28年1月28日 / ワーキンググループにおいて関係団体への公開ヒアリングを実施（平成28年10月31日、11月16日）

（参考）

WHOとIOCとの合意（2010年）

➤ 世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、たばこのないオリンピック及び子どもの肥満を予防することを共同で推進することについて合意した。（2010年7月21日ローザンヌ）

65. 大会に向けたアクセシビリティの実現

【概要】

○障害の有無に関わらず、全ての人にとってアクセス可能な大会を実現するため、大会関係施設やアクセス経路等のユニバーサルデザイン化や関係者による「心のバリアフリー」を推進すべく、大会に向けたハード・ソフト両面でのバリアフリー化を図るため、大会組織委員会、東京都、国が主催する「アクセシビリティ協議会」を2014年年11月に設置。障害者団体等の参画も得て「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」の策定に向けた検討を行い、構造物の設計段階で必要な項目等について暫定基準を取りまとめ、2016年1月にI P Cより承認を受けた。残りの項目について検討を継続し、6月にガイドライン全体として取りまとめた後、2017年3月にI P Cから、最終承認を得て公表したところ。今後は、その遵守に向けて、公共交通事業者等を含めた関係者への働きかけを行う予定。競技会場周辺エリア等における道路や東京大会の関連駅等におけるバリアフリー化について、国は重点的に支援。

アクセシビリティ協議会の目的

ガイドライン
の策定・承認

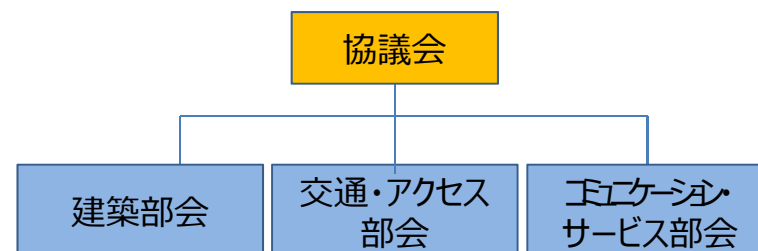
大会に向けたハード・ソフト両面の整備及び運営に活用することを目的とした「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を策定する。（ガイドラインは国際パラリンピック委員会による承認が必要）

ガイドライン
の周知・反映

大会会場等の設備設計や、情報発信・観客誘導等の大会運営に当該ガイドラインを反映させるべく周知を徹底する。また、公共交通を含めたアクセス経路におけるユニバーサルデザイン化や、幅広い関係者による心のバリアフリーに向けて働きかけを行う。

アクセシビリティ協議会の概要

- ・主催：内閣官房オリパラ室、東京都、組織委員会（事務局）
- ・構成メンバー：組織委員会、国、関係自治体、障害者団体、障害者スポーツ団体、その他関係団体
- ・部会：協議会の下に、部会を設置し、具体的な検討を行う。
（障害者団体を含む当事者団体と意見交換を重ね、その意見も踏まえてガイドラインを策定）



66. 大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進

【概要】

大会を共生社会実現に向けた絶好の機会と捉え、全国において心のバリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進し、大会以降のレガシーとすべく、2016年2月に「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置。その後、様々な種別の障害者団体や有識者等との意見交換を行い、8月に、中間とりまとめを行った。その後、制度面等を含む詳細について議論を深め、2017年2月に、同連絡会議を閣僚会議に格上げし、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。今後、障害当事者等を過半とする評価会議を毎年開催し、施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて施策を改善することにより、実行性を担保。

ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議における検討経緯
(2016年2月～)

様々な障害種別の障害者団体（18団体）や有識者等の関係者の意見を取り入れ、総合的な施策を検討。



中間とりまとめ
(2016年8月)

継続検討

ユニバーサルデザイン2020行動計画（2017年2月）
※同連絡会議を関係閣僚会議に格上げし決定

政策立案段階からの障害者参画

- ・障害者に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること。

主な施策

＜ユニバーサルデザインの街づくり分野＞

- 1) 来年度中に交通バリアフリー基準（省令）・ガイドラインを改正
- 2) 今年度中にホテル等の建築物に係る設計標準を改正

＜心のバリアフリー分野＞

- 1) 2020年度からの学習指導要領改訂を通じ、各教科の教科書の記載を充実し、すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
- 2) 来年度以降、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及
- 3) 全国で障害者等を支援する意思を持つ人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みを創設することで、ボランティア文化を醸成

2020年に向けた実行性担保のための継続的な方策

- ・2020年にこれら施策が確実に実現されるよう、障害当事者等を過半とする評価会議を毎年開催し、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保

＜共通の認識＞

- ・障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる2020年パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて社会構造を変える絶好の機会であり、この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ取組を展開すべき
- ・「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方を共有し、全国で人々の心にある障壁の除去に向けた取組（「心のバリアフリー」）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインの街づくり）を推進

※施策については方向性を決定し、詳細を継続検討

67. バリアフリー対策の強化

【概要】

- 1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設などについて、2020年度までに原則100%のバリアフリー化など、バリアフリーの基本方針に定める整備目標の着実な達成に向けて取組を推進中。加えて、2月に取りまとめられた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえて、東京大会に向けた首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化の推進、バリアフリー法を含む関係施策の検討や、バリアフリー基準、ガイドラインの改正等を通じた全国のバリアフリー水準の底上げ、交通事業者の接遇や研修の改善等を通じた心のバリアフリーの推進に取り組んでいくこととしている。

ユニバーサルデザインの街づくり

＜東京大会に向けた重点的なバリアフリー化＞

空港から競技会場等に至る世界水準のバリアフリーを推進、東京のユニバーサルデザインの街づくりを世界にアピール

○競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化の推進

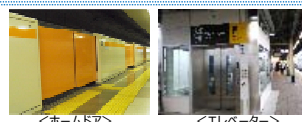
- ・アクセス道路のバリアフリー化を推進
- ・主要な都市公園等のバリアフリー化を推進 等



＜バリアフリー化実施例＞

○主要鉄道駅、ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

- ・大会関連駅のエレベーター増設や、ホームドア整備等を重点支援 等



＜ホームドア＞

＜エレベーター＞

○成田空港、羽田空港国際線ターミナル等のバリアフリー化の推進

- ・世界トップレベルのユニバーサルデザイン化に向けた数値目標を設定 等



○リフト付きバス・UDタクシー車両等の導入促進

- ・空港アクセスバス・UDタクシー等の導入に向けて重点支援 等



＜全国各地における高い水準のバリアフリー化の推進＞

今後の超高齢社会への対応、地方への観光誘客拡大等の観点から、全国のバリアフリー水準の底上げを図り、東京大会のレガシーとする

○バリアフリー基準・ガイドラインの改正

- ・東京大会に向けた基準を踏まえ、国内基準・ガイドラインを改正し全国のバリアフリー水準を底上げ 等



○観光地全体のバリアフリー化

- ・障害のある人が訪れやすい観光地づくりに向け、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進 等



＜観光地＞

○都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

- ・地域の中核となる施設を中心に連続的かつ面的なバリアフリーを推進 等

○公共交通機関等のバリアフリー化

- ・鉄道、旅客船ターミナル、空港、バス・タクシー等におけるバリアフリー化を更に推進 等

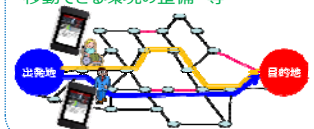


○バリアフリー法を含む関係施策の検討

- ・施行後10年が経過したバリアフリー法を含む関係施策について検討

○ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援

- ・ICTを活用し、障害のある人等が自立して移動できる環境の整備 等



○トイレの利用環境の改善

- ・様々な障害のある人にとって利用しやすいトイレ環境の整備 等



心のバリアフリー

- 交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実



68. ICT化を活用した行動支援の普及・活用

【概要】

○ユニバーサル社会の構築に向け、大会を当面の目標とし、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、及び移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進する。さらに、社会全体のICT化実現に向け、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」における平成27年7月の「アクションプラン（第一版）」において明記された、多言語音声翻訳、デジタルサイネージの推進、スマートフォンや交通系ICカードを活用した入国から出国までのスムーズな移動や言語等の属性情報に応じた情報提供など、利便性を具体的に感じられるサービスの実現に向けた検討、取組を引き続き実施。

歩行者移動支援サービスのイメージ



2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会

【目的】

東京大会以降の我が国の持続的成長も見据えた、2020年に向けた社会全体のICT化の推進方策について検討。

【検討事項】

(1) 2020年に向けた社会全体のICT化 アクションプラン

① 実現を図るべき事項

(都市サービスの高度化 (IoTおもてなしクラウド)、高度な映像配信サービス、無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応の実現、4 K・8 Kの推進、デジタルサイネージの機能拡大、放送コンテンツの海外展開、世界一安全なサイバー空間の実現等)

② 目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

【スケジュール】

平成27年7月にとりまとめた「2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン（第1版）」の実現に向けて、引き続き検討、取組を推進

69.大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進

【概要】

○働き方改革等のワーク・ライフ・バランスを進め、我が国における女性活躍を加速することを通じて、共生社会を実現するとともに、オリンピック憲章の根本原則を実現し、大会組織委員会が取り組む持続可能性に配慮した調達に資するよう、「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、企業のインセンティブとして、国や独法等の調達でワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価するとともに、同様の取組が地方公共団体、民間企業等においても広がるように働きかけや啓発等を進める。

